

「康正三年記」

Research Materials

古川元也

解題

本稿「康正三年記」は、国立歴史民俗博物館が所蔵する「田中穰氏旧蔵典籍古文書」（以下「田中本」）に含まれる史料である（第二四箱、通番号八九）。「田中本」には羽林家で内蔵寮を管掌した山科家に関係する史料がほかにも多数含まれるが、^①「康正三年記」もそのひとつである。表紙に「康正三年雜記家司重康記／春夏」と書かれていることから、この記録が山科家家司の記録であり、康正三年半分の日次記であることが知られるのである。

山科家の家司日次記はすでに大澤久守、重胤等の日記が、「山科家禮記」として知られ、活字本は統群書類従完成会から『山科家禮記』（応永一九年、康正三年（長祿元年）から延徳四年、全五冊）として刊行を完了している。右書第一巻凡例には「長祿元年春夏の分は原本が存在しない爲、刊行するに當つて、同じく書陵部所蔵柳原紀光筆抄出本により補つた」とあり、田中本「康正三年記」はまさにその原本と考えられる。柳原紀光筆抄出本（以下「抄出本」）は、極めてかぎられた記事のみを

記しており、刊本では全体でわずか五頁にすぎない。にもかかわらず、抄出本の記事は「康正三年記」の記事とほぼ同様であるため、^②紀光が抄出本を作る際には、「山科家禮記」の他の部分とともにこの「康正三年記」を参照していたことは間違いないであろう。紀光は借覧した諸家の記録を返却する際に表紙を付け、自ら外題を書いているが、本記録にもまた同様な表紙が付けられている。ゆえに、紀光借覧以降のある段階で、現在書陵部所蔵となっている『山科家禮記』原本群からこの「康正三年記」のみが離散したと考えられる。

記主とされる「重康」については一考の余地がある。三月九日条には「今度ハ重康、柳さしあひにて、私のわかたうニほいをさせ持参候也」とあり、記主（私）と重康が別人であることは明らかである。「家司重康記」としたのは表紙を後補した柳原紀光の誤認である可能性が高い。史料中にみえる請取案や、筆跡から判断して記主は久守ではなからうか。^③

田中本の第二四箱には、このほかにも「文明十四年」（通番号九二）「延徳元年（長享三年）」（同九三）と記された年貢請取帳や、山科郷関係の文書引付である「山科家請取文書控」（同九四）が存在する。このうち前者の年貢請取帳は、山科家領からの収入と支出を具体的に記した

ものであり、今回翻刻する「康正三年記」とは時間的ずれはあるものの史料的人格は密接な関連を持つものである。これら田中本に含まれる山科家領に関する記録群はこれまでの研究では、一切紹介されていないものであり、山科家と家領の関係において、本記録がこれまでの研究を裏付ける一方、本記録からのみ知りうる興味深い事実も含んでいる。

① 記録の体裁

a 表紙

「康正三年記」は冊子の体裁であり(厚一・〇釵)、各紙には裏打が施されていて当初のままの状態ではない。表紙も少し厚めの書状(楮紙)反古を用いた後補であり、背を紐でゆわかれている。背から二種の部分には上から二・五、九・五、一六・七、二三・六種の部分に綴じ穴が残る。表紙は宮内庁書陵部本も同様の体裁を採るが、是澤恭三氏によれば、柳原紀光が諸家の記録を借覧して返却する際に加えたものであるという⁵⁾。紀光が山科家の記録類を借覧したのは明和(一七六四)一七七二)・安永(一七七二)一七八一)年間にわたり、『山科家禮記』は安永三年(一七七四)七月に謄写が終了している。田中本「康正三年記」の裏表紙紙背は「正月三日付西尾隠岐守忠尚書状」であり「塩鮎」を禁裏に進上する旨が記されている。『寛政重修諸家譜』によれば、忠尚晩年の宝曆六(一七五六)年暮に禁裏より「花鳥の手鑑」等を拝領している⁶⁾ので、この時期の書状とみて間違いあるまい。とすれば、紀光が「山科家禮記」を借覧した時期ともそう遠くはなく本記録の表紙も柳原紀光の手になる表紙とみてよからう。

いま、試みまでに田中本と宮内庁書陵部架蔵本との寸法を比較すると次のようになる。

国立歴史民俗博物館所蔵本(田中本)「康正三年雜記／春夏」

宮内庁書陵部所蔵本

「長祿元 康正三年雜記／秋冬」

(二六・三×二〇・八)

宮内庁書陵部所蔵本

「四季寛正四年雜記」

(二五・九×一八・五)

宮内庁書陵部所蔵本

「應仁貳年雜記／春夏秋十二月」

(二七・一×二三・〇)

右記の如く、表紙の寸法はほぼ一致しており、外題の書様もほぼ同一である。

b 記録本紙

記録本紙は部分的に変色を伴う欠損がある。原表紙を含む頁も現在では失われており、康正三年正月は一六日から始まる。ちなみに、抄出本の記事も「正月^端」として一六日より始まっており、柳原紀光が書写する段階ですでに欠損していたことが分かる。

「康正三年記」の綴合が紀光書写段階で、現在と同様であったことは錯簡からも伺える。現状では、第1紙目と第2紙目との間に第37、39、38紙の順序で記事が続くという大幅な錯簡が存在する(翻刻では日次順に適宜復元してある)。第39紙には足利義政直衣始に関する記事があるが、本来正月二五日の記事であるにも関わらず、抄出本では六月の記事としていたのである。これは錯簡を考慮しなかったために、紀光が六月の記事と誤解したことに起因すると思われる。

以上のことから、「康正三年記」の綴合は紀光の時点と同様であり、錯簡が生じるとすればそれ以前の段階で生じていたと考えられる。

c 紙背文書

「康正三年記」は後補である表裏表紙を除くと全三九紙からなり、第5、8、30紙紙背を除いて紙背文書がある。本報告では紙背文書の翻刻は割愛したが、写真版を参照していただければ分かるように、紙背書状

のウワ書が、諸処で記録表面にあらわれており、本文との混同は注意を要する。いま紙背書状ウワ書を挙げれば次のようになる（写真版参照。但し綴目に近く写っていないものもある）。

- (9ウ) 修理亮
- (11ウ) 彦さへもんとのへ 円頓口
- (15ウ) 彦さ衛門殿
- (16ウ) 彦さへ門殿
- (17ウ) 飛鳥井とのへ
- (22ウ) 宗次郎奉書也
- (32ウ) 平左衛門
- (36ウ) 片岡
- (37ウ) 片岡

またこのほかにも紙背文書には、康正貳年六月二五日付の「請取申童女装束之事（第7紙紙背）」や「彦左衛門殿（第29紙紙背）」「大澤彦左衛門尉（正月二二日付、第33紙紙背）」「大澤殿（九月四日付、第36紙紙背）」を宛とするものがあり、大半が山科家家司である大澤氏の下に送られてきた書状の反古であることが分かる。これら紙背文書の内容は山科家家領・家計・装束に関するものが大半を含めている。

② 内容

本記録が山科家家司の記録であるという性質上、主人である山科家に出入りする物資・情報の動きが具体的に記されている点は、既知の『山科家禮記』の記事と大きく変化することはない。しかし「康正三年記／春夏」は、『山科家禮記』の中ではごく初期の部分に相当し、公事物収納量の推移を比較する際には看過し得ないであろう。収納物は、家司大澤の手許に残るものと本所山科家に納められるものに大別されるが、月に抜き出せば以下のようなになる。

- 正月 美濃より人夫（二六日、二三日下向）、康正二年分播州下掛保庄年貢三三貫（二五日）
- 二月 東庄より御くう（二日）、美濃より米、武方より料足二貫、蛤公

事（二〇日）、康正二年分粟津雜魚公事錢一貫（二一日）、長坂口率分月宛一貫（二二日）

- 三月 東庄より御くう（二日）、道金所より蕨一荷（二六日）
- 四月 東庄より蕨（三日）、美濃より米（四日）、かうの辻御くう（二三日）、蛤売りよりカサメ（二八日）、東庄よりイワナシ（三〇日）
- 五月 東庄より御くう（二日）、河内より粽一五〇（三日）、河嶋より粽二〇（四日）、東庄より蓬一荷、美濃より米三駄、武方あつらへもの代計三貫五〇〇文（五日）、東庄山料足二〇貫（二三日）、粟津者雜魚公事五〇〇文（二六日）
- 六月 菅浦より枇杷、河内御厨より麦二駄（二日）、東庄御くうの梅（二日）、東庄より筍三束（四日）、東庄山料足四貫（五日）、美濃より人足一人、茶一九〇袋、干米六升、料足四貫、すみかさ二本（二五日）、河内より麦一駄（二六日）、東庄より山桃一荷（二二日）、長坂口月宛一貫（二三日）、越後布二（二六日）

これらの物資は勿論本所山科家とその家司たちだけで消費されるわけではなく、即座に禁裏や縁故の場所へと届けられる。一方、山科家も他家からのお裾分けに預かるのであり、日々の生活はそのような事情の上になり立っているといえる。『山科家禮記』に詳しく記されるヒトからヒトへの物資の移動を垣間みると、計量的にモノの流れを完全把握することが如何に困難であるかが分かるし、現在把握されている中世人の生活像に対する一考の余地も生じるのである。

また康正三年は比較的史料が少ない時期であり、その史料的空白を埋め合わせる意味においても本史料は貴重なものであるといえよう。他史料からは補完できない記事も散見する。

- いま試みに主な記事を標出すると次のようになる。
- 正月一六日室町殿ニテ御鞠アリ 一七日室町殿御弓始
- 二五日公方様御直衣始 二月四日山科顕言直衣始

三月一五日禁裏・室町殿詩歌アリ 一九日本所大庭ニテ花見アリ
四月朔日山科東庄宮ニ盗人入ル 一二日東庄宮ノ祭
一六日賀茂祭 二二日醍醐寺ニテ等寺院殿百年忌
二五日等持寺御八講 二九日等持寺ニテ曼陀羅供
五月五日深草祭 一二日粟津者ノ荷ヲ留置ク
一四日禁裏祈雨奉幣 六月朔日禁裏御揚弓
四日日吉祭・公方泉殿材木引 一五日祇園祭礼
この中から二点の事例を取り上げよう。

四月二五日条の記事からは、幕府による山科七郷への人夫役の賦課と、その際に発給された奉行人奉書の、山科家と幕府とのやりとりが看取できる。公方泉殿造管用人木曳人夫役の賦課は「東寺百台文書」(を函二一四、二一五)にもみえ、大津松本浦に着岸した材木を曳かせるといふものである。日記を見る限り、家司大澤氏の関心は、大宅郷に人夫役が懸けられることにもまして、名字の地である大宅郷の文字に注意が払われているようである。奉書には「大屋家」「公」などと記されており、その度毎に或は口頭で、或は折紙で「大宅」であることを指示し、書き改めさせているのである。「康正三年記」にはこのような文書の書き様についての記事も多いが、これは記主大澤氏が家司であるという職業上の理由から生じるのであろう。

五月一二日には、粟津の「せせのすけ・四郎太郎」兩人が荷を留め置かれるという事件が起きる。欠損部分があるため原因不明だが、粟津からはおとな(乙名)構成員が一四日、一五日と荷の返却を求めに来る。山科家側は、「くせ事」ゆえ相手にしないが、「かたくさいくわ候ハ、可返之由候」と約し、結局おとなは彼等の罪科(検断)は行なわず、地下を払うことで荷物の返却を受けている(一六日)。領主による自検断要請の例である。

他にも興味深い記事は多いが、本稿の性質を鑑みて個々の記事の具体

的な考察は別稿にゆずりたく思う。

(国立歴史民俗博物館非常勤研究員)

註

(1) ほかに「内蔵寮関係文書」(第二五箱)、「山科家旧蔵文書」(第一〇五箱)等がある。田中本の詳細は記録については本誌第七二集において「田中穰氏旧蔵典籍古文書」所収記録類目録(田中本調査団編)、「田中穰氏旧蔵典籍古文書」所収の記録類について(高橋秀樹)として紹介されている。文書類については近日中にデータベースとして公開される予定であり、併せて参照いただければ幸いである。

(2) 抄出本には、節会、等持寺八講、醍醐寺縁結灌頂、除目、室町亭賦翰、賀茂祭、日吉祭礼、祇園会など仏事・祭礼ばかりがほぼ原文のまま抜き出している。これらは「續史愚抄」にほぼ全部が収録されているため、同書編纂のためのものと思われる。ただし「抄出本」には存在しない記事も見られなくはない(四月一四日条、五月二二日条など)。

(3) 応永年間の家司としては次の名が挙がっている。「青侍資親・重能・清幸・資興・重長・資能・重定・清能・知能」(「教言脚記」応永二二年二月一日条)。

(4) 本稿解題を記すにあたり参照した、山科家領についての論考は次のものである。(年次順)

田端泰子「徳政一揆に関する一考察」(初出「中世の権力と民衆」、一九七〇年、のち同氏「中世村落の構造と領主制」に補論Iとして再録)。飯倉晴武「山城国山科七郷と室町幕府」(豊田武教授還暦記念会編「日本古代・中世史の地方的展開」所収、一九七三年)。田端泰子「室町期の荘園領主と農民」(創立十周年記念橋女子大学研究紀要「第四号、一九七六年、のち同氏「中世村落の構造と領主制」に補論IIとして再録)。志賀節子「山科七郷と徳政一揆」(「日本史研究」一九六、一九七八年)。菅原正子「室町時代における公家の所領経営と機構——五世紀山科家の場合——」(「日本歴史」第四四三号、一九八五年)。田端泰子「戦国期の山科家と山科七郷」(「中世村落の構造と領主制」第五章、一九八六年)。藤木久志「荘園の歳時記 山科家の代官日記を読む」(「週刊朝日百科 日本の歴史 別冊」9 年中行事と民俗、所収、一九八九年)。

(5) 是澤恭三「柳原紀光の諸家記録探求に就て」(「國史学」第四五号、一九四二年)。氏は筆跡から、後補表紙の文字は柳原紀光自身が書いたものであるとしている。

(6) 続群書類完成会本巻第三七六による。清和源氏支流西尾氏。忠尚は元禄二年横須賀に生まれ、宝暦一〇年三月一〇日七二歳で卒している。

凡例

- 一、本翻刻は羽林家山科家の家司である大澤氏の日記のうち康正三年春・夏分である。
- 一、本書の原本は、国立歴史民俗博物館所蔵「田中稷氏旧蔵典籍古文書」（通番号八九）に存する。
- 一、校訂上の体裁についてはおおむね統群書類従完成会史料纂集本「山科家禮記」に倣った。細目はおおよそ次の通りである。
- 1 翻刻にあたっては原本の体裁を尊重する。
- 2 文中に適宜読点（、）・並列点（・）を加える。
- 3 原本に欠損文字の存する場合は、その字数を測り□で示す。
- 4 抹消文字には一様に左傍に抹消符（〃）を付し、塗抹により判読不能の場合は■を用いる。重ね書きした箇所にあつては、後に書かれた文字を本文として採り、且つ判読しうる限り×を冠して前に書かれた文字を（ ）内に注した。
- 5 校訂註は原本の文字に置き換えるべきものには「」、参考または説明のためのものには（ ）をもって括弧することとした。
- 6 日と日の間は、原本では数行分があるが、いままべて行間を均等にしたら。
- 7 月替りは、原本では改丁・改頁を施しているが、いま一様に二行あけて前月に続けた。
- 8 記事は一つ書が多いが必ずしも体裁は統一されていない。原本においては、或は日付の下に天候・一つ書を記し、或は天候なく記事を記し、或は一つ書なく記事を記すという具合である。本稿では原本の体裁を尊重しつつも、一つ書となる行は、すべて簡条ごとに日付行より改行した。
- 9 原本に用いられた異体・略体の文字は、原本通りとし、混用の場合もみだりに統一したりしなかった。但し一部の正字・異体字（參、爲、雜、節、析、三、叟、哥、弟など）は通用の文字に改めた。また、「宛」充については意見の分かれるところであるが、本稿では後者を採り「充」とした。
- 10 仮名については変体仮名の大半を通用の仮名に改めた。但し、は

ハ、にーニ、みーミ、などは区別した。

- 11 原本の文字が必ずしも正当でなくとも、それが当時一般に通用したと思われるものには敢えて註を施さなかった。例えば大（太）郎の如きものである。

- 12 原本の丁替りは、紙面の終わりにあたる箇所「」を付して示し、且つ新紙面にあたる部分の行頭に、その丁付及び表裏の区別を（一オ）（一ウ）の如く標示した。

- 13 原本には若干の錯簡があるが、いま適宜これを復した。
- 一、紙背ウワ書が日記本文中にまゝ混入するがすべて割愛した。なお紙背文書は、別掲を期す予定である。

付記・本報告は国立歴史民俗博物館特別研究学生及びリサーチアシスタントとして在籍した平成8年度の成果の一部である。史料の閲覧にあたっては、国立歴史民俗博物館にて便宜を与えられ、また校訂に際しては、同館助教授小島道裕氏・客員研究員宇佐見隆之氏より読解上有益な教示を得た。記して謝意を表す。なお本史料と密接な関連を持つ年貢請取帳、「文明十四年」・「長享三年」両記の翻刻が宇佐見氏より本誌続巻中でなされる予定である。併せて参照いただきたい。

(表紙オ)

「春夏正月但一枚」

「康正三年雜記家司重康記」

(表紙ウ)

(二六・三×二〇・八種)

(一オ)

□六日、天晴、室町殿御まりあり、御ともにまいる、

一、本所大般若あり、福田院より、

□、節會御参、中納言にてハ始候也、

一、宮□衛符にさ、れ候て、其様尋きたる也、

太刀一持来、やかて太刀、入道持候て御行也、

一、ミのより人夫上候也、日出度く、

十七日、室町殿御弓アリ、

一、大とのへやけ候、

十八日、吉田・□りやうへ、与三郎御代官参候也、

御はつを五文つ、御か、ミ参候也、

一、夕飯かく人、わしの尾しよ大夫きこし入候て

被出候て、きこしめし候也、雅楽頭・大夫

太刀一つ、とる也、

十九日、天晴、八幡へ御代官にいや六まいる、

一、いせの七郎衛門殿へ、本所より、あひ

五十、ひしくい一被遣候、

廿日、天晴、これのふるたく、本所者御入候、

もちい・さけあり、御ともの人(×の)もこれを

あたへ候、

一、さへもんだ夫殿礼来、

廿一日、夜二入候て雨下、飯尾下総守殿朝飯

身二下□□□さへもんだ夫殿太刀一金遣候、

廿二日、天晴、地下より五十嵐かもん上洛也、

一、ミの、人夫下向、

廿三日、天晴、これに大はんにやあり、

廿四日、雪下、

一、西坊城殿より御下候とて、これの馬

かいくひきて行候也、

廿五日、天晴、播州下揖保庄年貢三十二貫、

波多野下野納候也、康正二者皆済也、

一、公方様御直衣始也、公卿五人。三条大納言、

。久我大納言、日野大納言、勸修寺中納言、

日野中納言、殿上人五人、頭中将、三条西

中将、高倉兵衛佐、飛鳥井中将、烏丸弁

諸大夫、太刀ハキ、三番、衛符侍十人、

隨身一人御車後五人、

判官一人中條也、

一、若上様三貫皆済、

一、こなた上様へ三貫まいる、

廿六日、雨下、宮毛利装束以下返候也、

廿七日、雨下、

一、公卿補任双紙ノ三帖閉也、

廿八日、天晴陰、河嶋郷より米上候也、

廿九日、天晴、前溪正月キナリ、僧四五人

来候也、二条えんねしへ参候也、飯尾加賀殿

礼来候也、

(2才) 康正三 二月一日、天晴、本所室町殿

御参候ハす候也、禁裏へハ御参也、今夜

八時大炊御門たうちやう灸上、北小路より

火出てふきつけ候也、二百卅文本所

御いわいまいり候也、

(2ウ) 一、山科より木三本ほり上候、飛鳥井殿則参候也、

二日、天晴、山科より御くう上候、

三日、天晴、クワセウシノタノモシ、取四貫シンアミ、

四百文シチヲキテカケ候也、

四日、天晴、新西宮修理事、飯尾左衛大夫方状遣候也、

一、中納言直衣始、吉日御ヤクノカミニトウ、私使也、

五日、天晴、本所御直衣始候也、御雑色三本、ワラクツ物卅文取之、

一人分十文充、

(3才) 六日、雨下、飯尾加賀守宿所、入道朝飯、

七日、天晴、二条福田院前住、永寿院、時御出候也、

彼寺ノコンホンシヤウタウ所也、其後ノ開山リツケシンサイ

ホサツ、コレワタイヒホサツノテシ也、トウフク院ノ開山モ

タイヒホサツノテシ也、

正月公方様のホツク

うす氷ほころひにけりなみの花

(3ウ) 正月道あみホツク

ふくちよし花のたねまくその、梅

八日、天晴、

一、白馬節会次第、私本所へ書

進上申候也、

九日、天晴、

一、大原野次第、寫進上申候也、

又今度臨時着陣次第、私寫進上申候也、

(4才) 中山殿本也、

十日、雨下、

一、ミノヨリ米上候也、武方より料足二貫、北殿

上候也、

一、蛤ハマクリ、公事上候、供御ヲケニ一、本所へサハチ一進上也、

十一日、天晴、入道、南都二月堂、春日参候也、

白河院供御料百文、法住寺へ参、禁裏へ参、黒塩ヤク也、

あわつさこの公事錢一貫、且去年の也、

十二日、雨下、長坂口率分月充一貫出来也、

一、入道南都より上られ候也、

一、十五文御所□はの料そく、御すミ一束毎日参候也、

(4ウ) たはらにハ、つけす候也、

十三日、天晴、

一、藤中納言殿より、私衛符太刀御かり候也、

十四日、天晴、飯尾賀州合木アリ、

十五日、天晴、夕方雨下、

十六日、雨下、濃州又さへもん下向、武方、にほひよい茶

(5才) 下候也、

(5才) 十七日、天晴、

十八日、雨下、

一、吉田・御靈両社へ御代官智阿ミ参候也、

御はつを五文充也、下行也、

十九日、雨下、

(5才) 廿日、天晴、大原野神主方へ幣物被遣候、私折

幣にて文言様、

奉幣代百疋、此者持進候、此由申とて候、

恐々謹言、

二月廿日 大澤長門入道 光林

〔大原野神主殿、

(5ウ) 一、御さう〔つぎ〕本わらくつの物、茶代に一分

三十文〔元〕銭取之、ひるいハ、くわせ候也、今日

百廿文下行、のむら三人上候也、さいとう

二郎衛門殿夫人一人、

廿一日、天晴、大原野へ御下向、御輿かき三人、私馬

にて路次御とも、あれにて持衣かいをり、御くつ之役

ほうへいとりつき進之、ともひた、れき人也、

かりきぬ身の所持也、同太刀モ、

〔6オ〕 廿二日、雨下、

〔6オ〕 廿三日、天晴、さやまき、飯尾彦二郎とのかへし申候、

身の持参、いせの七郎衛門殿、新西宮事私催促行候也、

一、御倉町さたに地の事、ほうしよこなたへ、公方より

成候、日出候也、

内藏寮領近衛堀川与勘解由小路間西類御

倉町内佐谷弥三郎押妨分屋地事、可被打

渡山中納言家雜掌之由、被仰出候也、仍執達如件、

康正二

〔三〕 月廿三日

〔三〕 掃部頭殿

(6ウ) 廿四日、明日三社御宮参ニ是ノ衛符太刀せい

セウ院よりカル也、則遣之、

一、大原野次第、私書上候也、

廿五日、雪下、公方三宮社御参、キラン、下八幡、

北野社也、御トモ公卿三人、三条殿、日野殿、

(x路) 万里小路殿、殿上人五人、ほうい六人、

一、衛符太刀返候也、

廿六日、天晴、是ノハイタテヌリ候也、

(7ウ) 廿七日、雨下、新西宮へ料足二百文遣之、

廿八日、

廿九日、

卅日、天晴、高野山千定ヤウコン院光曉、料足一貫、

くわふきニおけ、さけニおけ、参持也、給候也、

予下〔津カ〕行候也、

(7ウ) 三月一日、天晴、

一、入道高尾の尾サキノハウへ飯尾

賀州左衛門大夫殿同道也、

二日、天晴、予勝江圓、合北殿へ千粒代百文、

東庄より御くう上候、大行事候也、五前敷、

(8ウ) 三日、天晴、飛鳥井殿中間五人、松引ニ出候也、

四日、天晴、入道、飛鳥井殿御成ニ本所より料足参貫、

折一合、本所者御出候也、

五日、天晴、まりのつしヤクル、ヤカテウチケス、

飛鳥井殿、公方御成、御まりあり、本所も御人数也、

公方まりの御〔ひき〕て物ニ、松の枝ニまり御したうつゆい

(8ウ) つけて進〔ひき〕さきかわ、ぬい物きり、

予、本所〔ひき〕長仕候也、

六日、天晴、

一、三条殿南焼、家十四・五間焼候也、

七日、天晴、今晚曉亡、三条殿南三宅所より出火候也、

八日、天晴、昌侍者、料足十貫これニ御かり候也、

四文字のけつつけに候也、^(結解)

預申 料足之事

合拾三貫四百文者

右料足者、来十月中ニ御用候者可被

召、仍為後日預状如件、

康正三年三月八日

予判

九日、雨下、今日入道物語候、^(当今大書会) たうきんたいしやうへの

とき、はくの御ふくいれまいらせ候事、しろきからひつ入候、

もとハれうくわん持參候也、又身のおうち重能其後持參候也、^(寮官)

今度ハ重康、柳さしあひにて、私のわかたうニほいをさせ

持參候也、そうしてハ御ふく、れうくわんもとハ調候也、れうけの下のもの候也、

十日、

^(9ウ)十一日、雨下、とうふく寺より料足五貫文出来候也、

十二日、天晴、ほうちうしへ供御百七十文下行也、

ミのへ僧下候也、地下の也、

十三日、天晴、法住寺^{チツ}へハ御代官ニ入道參候也、

ちやうかうたうへハ本所者御出候也、御きやうくやうの

ちやく座也、御こしかきの物百五十文也、^(10オ)

も私ニ御代官ニ參候也、

十四日、天晴、飯尾下總守所ノ風呂入候也、次しるあり、

十五日、雨下、禁裏、室町殿詩歌如此候間、寫候也、

禁裏御詩 澆季難移淳素風^{ケウキカクシウツシユンソノカセ}

着生何日啓昏蒙^{サウセイツレノヒカヒラカシム}

多年南面乏賢佐^{タネンナンメントホシイケンサニ}

水供一釣翁^{スイクウスネムリライツテウ}

^(10ウ)室町殿たれか代をおもふゆへ中々に

うきにつけても捨られぬ身を^{スゲ}

十六日、天晴、

十七日、天晴、

一、禁裏御一獻百疋被遣候也、甘露寺殿下行也、

十八日、

十九日、天晴、

一、本所大庭花見アリ、大酒也、^(11オ)

廿日、天晴、

一、中御門東洞院、在家四・五間ヤケ候也、

廿一日、天晴、

一、飯尾下總守本所へ新茶進上候也、則

禁裏被進候云々、

廿二日、雨下、

一、又新茶、下總守本所へ進候也、

廿三日、

廿四日、

廿五日、天晴、

一、かてのこうちあふらのこうち。このへまで焼亡行也、^(11ウ)

廿六日、道金所より、ワラヒ一荷候也、

廿七日、今夜除目、本所御參候也、^(マ) 曉亡中御門万里小路也、

廿八日、

廿九日、難波四右衛門殿參宮過書事、案文、

山名相州被官大神宮參詣人十五人、

卷疋云々、今日罷立候也、

一、ノ下知ノサウシ書出進候也、

(12才)
同年四月

一日、天晴、今夜山科東庄宮、ヌス人入テ、御輿カサリ以下
トリ候也、クセ事也、

一、禁裏供御マイラセ候也、

一、本所御祝二百卅文下行、

二日、天晴、新西宮事ニ、下総守御所へ被召參候也、私彼
宿所にてさいそ□□也、

一、リンシ次第□□也、飯尾四郎書之、東庄より御くう上候也、

(12才)
三日、天陰、今日、エキンカツシキ津國へ下向、

□□^{高野ノ}シヤウカウ院奉書出候、

一、山科よりワラヒ上、本所^{カシノハ}一荷進候也、
(又所)

一、アスカイ殿・本所、下総守宿所御出、千疋・太刀一金持御出候也、

四日、ミノヨリ米上候也、

五日、五十嵐かもん山科へ下、今月祭イマツリ也云々、

飯尾下総守本所礼、ヲリ物一重・ねりニカサ、太刀一金・本所へ進上候也、

一、飛鳥井殿□□あり、本所御出、夕方まり、私も被召候て、まりの御人数也、

(13才)
六日、かもん上洛、今日ミヤニ七日マツリマテ神事アリ、

イマツリコレハシナメリ、五月ニモトノヒ候事、一度

ウマツとて、遊去ノトキ、五月ニ也、地下トシヨリ申候也、

一、宮ノスルカとのへ飯尾下総守ソノ本カチツキテウシヤク、私モ

罷向太刀一黒持參、クワンム長興以下コシカキツキヤウフケウ也、

一、下総守、先夜共シイアスカイ殿御出候時也、礼太刀一黒私物ヲクル也、

七日、天晴、

(13才)
八日、天晴、宮□□ニタイヤケアカル也、ウチケツ、

一、今日中山殿雜掌トテ私參、御ヒツノハツカウチヤウシト云々、
(八講停止)

一、頭弁殿へ口宣案を申候也、法印^{式部殿申} 聖尊

修理亮 藤原守清 中御門弁殿へ又申候、縫殿助大中臣重雄、
(カウ山カモン申候也)

今日則出候也、日出候也、

一、ミのへ又さへもん下向候也、

九日、天晴、山科より政所の右衛門上洛、昨日の御宮の

御くうに御たくせんあり、近年七八十年なき事也、

御たくせんにいわく、このほとミヤむさきによんで、これ者われ候ハす候、

□□よりいぬいにあたりて、この廿日ころ候、くせ事あるへく候、

(14才)
□□したかい候て、このほともむつかしくあるへき之由候也、

十日、天晴、

十一日、天晴、

一、禁裏黒塩被召候也、私よりまいる、三と入二
入て杉原つゝミ、ひつへきにてすへ候也、

十二日、天晴、今日宮の祭也、いまつり也、ミヤ候て

御くうまいる、いろふし^(色節)の物ミヤへ參候也、

(14才)
一、ほうちうし^殿□□下行之、

十三日、天晴、御くう上、政所衛門入道御くうの折帟、

かうの辻御くうた^{うをのたか}かもり六はい、てうはん八はい、たんこ

二はい、御きやう大小四はい、こたい四まい、むかこ

さしあり、うちの御くう御しやうしのふん

四せんまいる、上の御たひ所のふん大小二せんまいる、

ハミ十八はい、此内きやう一せん、御所へまいる、てうはん一せん、そう也、

本所の西二出来候て、御くうをいた、かれ候也、

一、今夜飯尾下総守宿所へ、本所・あすかい殿御出、歌候也、

私も一首仕候也、

(15才)
十四日、天晴、賀茂祭、祿請取書出候也、てんそう甘露寺殿也、

請取申 賀茂祭近衛使以下祿要脚事、

合拾貫伍百文者、

右所請取申状如件、

一、今度中山殿被仰候也、麻布之事、インシユナク共

又如例、百端共、三百端共可書、コレハヨシ也、又

入道被申候ハ、ホウヘノホンソウニヨリ候間、インシユラ

テンソウ、又フキヤ。ヘモトウ也、コレワ麻布イカ程ソ

トユウ、

(18ウ) 廿三日、天晴、今朝御諷誦遣候也、下々司所へ夜前者、

不遣候也、

廿四日、天晴、夕方夕立、

(19オ) 廿五日、天晴、才持寺御八講ニ御参也、御車廣橋殿御次候也、

私も御供、御雑色四本冊文つ、ワラクツノ物取之、室町殿御成候也、

一、公方泉殿御材木持人夫、山科七郷へかゝり候由、奉書アリ、

スワノ信野守持参候也、本所御八講参候由、申かへし候也、

其御奉書字ワロキ間返し候也、

御泉殿以下御新造料御材木、近日可着

岸大津松本浦、以大屋家人夫、可被曳進

候由、被仰出候也、仍執達如件、

康正三
四月廿二日

(諺誌)
忠郷在判
(殿尾)
為教在判

山科家
雑掌

(19ウ) 廿六日、天晴、今日彼奉書私持返候了、大宅里

如此候由申候也、

廿七日、天晴、又今日スワ奉書到来、又字ワロシ、又返候也、

大宅里と云字、折昏書遣候也、

廿八日、天晴、又今日奉書来也、

(20オ) 御泉殿以下御新造料御材木、近日可着

岸大津松本之浦、以公之人夫、可被曳進候由、

被仰出候也、仍執達如件、

康正三
四月廿二日 忠郷判

為教

山科家雑掌

一、又内蔵寮御諷誦ヲ私書、明日才持寺用也、

ケチエンクワンチャウノアシヤリ、三寶院也、着

座御出候間、持候て、才持寺之下々司御雑色尔て、

遣之^申山殿より、三条新中将殿被進候へと、

御使^テキヤウノ使也、其カキヤウ、

(20ウ) 内蔵寮

請諷誦事、

三寶衆僧御布施麻布五百端、

右諷誦所請如件、

(21オ) 康正三年四月廿九日頭從五位上藤原朝臣家治

此奥之官位者其時之人ニヨルヘシ

廿九日、天晴、本所才持寺六時御参也、御車私御供也、雑色

四本一人私ノ衛門ヲ進上候也、ワラクツノ物卅文充取之、

一、公方御成、同大方殿、才持寺ヨリスクニ公方様へ御礼御参、

卅日、東庄ヨリイワナシ上、ヒケコ二本所へ参、ツト

コレニラク、ヒケコ一本所ヨリ禁裏へ参候也、

(21ウ) 五月一日、天晴、本所御祝、二百卅文まいる也、

一、東庄岩屋ニテ、タイタク坊主大般若一部テントク、三日マテ、

コン日ヨリ、

二日、東庄より御くう上候、

三日、百文御あんへ、明日こうそうし殿御月記也、

(22オ) 一、河内^上チマキ百五十上候、其マ、マイル、宿よりこれへ百卅文まいる候也、

又^上い十五のほる、これニミナアリ、

四日、河嶋よりチマキ廿ノホル、高倉殿へ十文、これ二

十文候也、

五日、天晴、本所へこれのちまき百五十、ミヤウキ千二こん、料足

二百卅文まいり候也、

一、東庄よりヨモキ一荷カタくこれに、カタく御所へ、りやうへわけて、

一、入道殿へくそく、ふかくさへ同馬モカル也、

一、ミのより米三駄上候、武方あつらへ物代、先立一貫、いま二貫五百文、

此内一貫、いよかたへ、かへしに下行、

一、幸ヤシヤ(22ウ)くそく二両したて、きする也、

一、一条富少(路)火出候て、土御門までヤケ候、

一、室町殿ふかくさ祭(九条殿にて)。ケいは御けん物、

六日、天晴、

七日、天晴、いまミヤのさいれい、懸物忘了也、

新西宮事、せう衛門殿さいそく、

八日、(マ)ミのへ又さへもん下、武方むしさき下代五百文と

(23オ)申候、四百七十文也、

九日、

十日、今日これの大般若アリ、御僧二条福田院、御布施

六百文也、

十一日、

(23ウ)十二日、(マ)物モロコノスシウリ候、カウラツ人ト、メテコレへ

(マ)内ニヨリ、トヨカネ中務大夫所へのコト付物アリ、

文之間それをハヤる、とりのこしをハこれにとる、其使大田ひやうこ

三ときたる、(マ)中務大夫申候事候間、コト付物ハ、やるよし申候也、

とめ候者、(粟津)あわつせ、のすけ・四郎太郎兩人、

一、今日いや二郎、河内より上候、麦壹駄上候也、

十三日、天晴、本所のかいちやもとハの者、さへもんうり候を、當年

よりのいやと申候間、地下ニテカウ、九百五十二文也、

これハのむらにてカウ、百七十文、二きん百五十二文也、

一きん百卅文、三きんひくつ、二きん御所又御あんへ

いつものことく進上、百文御茶まいらす候也、

一、今日日本所さ(難西堂)せいたう御出候也、

一、東庄山料足、貳十貫文来、これハ身のとうふく寺より六文子とりて

かし候也、

(24オ)十四日、天晴、今日又あわつ(マ)の者兩人キタリ、先日の尔

平返給候へ候由申候、以前の者二てもなき物来たり候て、如此

申候間、兩人尔をと、め候て、をとなしき者、同道して

可申候事をへんく(マ)に申候間、くせ事のよし申候也、

猶々かり候間、こしの刀・せに・袋なとりてをく、

其ま、かへり候也、

一、禁裏雨のほうへいあり、

一、相國寺チャウラウヨリいちこのひけこラコサル也、

一、今日より、(坂本)三のみやの御こしつくる也、飯尾下総守申沙汰候也、

もとハ公家の御沙汰候也、

十五日、雨下、今日あわつのおとな、かもん・衛門兩人、これの衛門所へ

きたり候て、わひ事候也、しらする間、以前こい申きたる者

かたくさいくわ候ハ、可返之由候也、かなわて又かへり候也、

(24ウ)くせ事也、

一、筆ゆう(備)中水田へ、一宿の状を遣也、

十六日、今日日本所二大般若一部也、福田院、

一、あわつ者きたり、かたくさいくわ無、地下をはらふのよし申候間、

にん物かへし候也、さこの公事、まつ五百文もちきたる也、

十七日、

(25オ)十八日、さいもく持夫之事、又すハはいふ奉書あり、

山科七郷二車ヲなんりうと可出之由、三寶院二

入道参候て、談合申候キ、いまたさたまらず候也、

十九日、今日、東洞院面カウ所ヲ入候へと、めいふ連られ候也、

〔 〕ミそ・こうちなりのいのもと、かわはかま

〔 〕けかわほをり、十徳布きれにて、

〔 〕ハ、いささかもいへ出候所をハ、入られ候也、

近衛〔 〕ついち、こなたハこれのついち本になり候也、

廿日、天晴、今日、かわはかまき候者、五六人めしとられ候、

二条にて一人きりころされ候也、

(26オ)

廿三日、

(26ウ)〔 〕ヨリ公方御材木曳被進候也、

廿五日、

廿六日、三百文、東庄物ふるまう、

百十二文上下也、十二文かへし候也、百文兼ニヤル、

今日公卿補任ノ莅仕候也、

(27オ)一、いまにしのミヤふしん人二人行候也、

〔 〕料足とて、衛門二郎九百文請取候也、

〔 〕太刀・床子、九条頭弁殿六月會用とて候間、かし申候、

廿七日、五十文御あふき、三百文米、十六文

身のあふき、二百文新西宮へ、

(27ウ)これハあなたにしちを、かれ候也、

廿八日、〔 〕文、米料足衛門二郎にかし候也、

廿九日、

(28オ)同年六月

一日、(マ)本所 禁裏御揚弓ニ御参候也、又今朝者
室町殿御礼御参候也、

一、菅浦より、ひわ上候也、又おもとちと、

一、河内ミくりやより、いや二郎上候、麦一駄上候也、

一、三寶院より、入道夜入四之時分被召之、参候也、今度

材木の事なにし候や之由、御尋候也、ひき候よし申候也、

二日、〔 〕日、八わうし三のミヤの御こし、

京中〔 〕かやの下遍、ゑほし白かたひらにて

御こしをかき下候也、兼日ハ 禁裏の四符のかよ

ちやうかくへきよし候へ共、今日ハか、す候也、

御とも衆二人馬にて御とも也、一条よりまでのこうちを下へ也、

一、東庄より御くう、梅とり候て上候也、

一、日野殿へ先度進置候御倉町地子諸公事

めんの御教書、禁裏女房奉書、きおんの會ヲ

催促候間、可給候之由申候て私参候也、御留守にて候間、

罷歸候也、

(30オ)一、奉行すわ所へ両度罷候て、材木持夫之事

申候て、大津へのきりふとり候也、

公方御材木之内方六拾丁、五六貳拾丁

合卅丁、山科家領人夫可渡候、仍状如件、

康正三年六月二日 一判

大津御問丸

(30ウ)三日、

一、〔 〕志、やはんに新西宮へかん

たうをうつ、五六十人アリ、さん錢十貫

計取之、森かたの代官し、ううたれ候也、ツキ二人也、

こなた二人手を、う也式部殿おや子、私の五十嵐、

いや五郎兩人、人をたちまちいたをし候也、
こと面々も、ミなくいらへ共、そこにてハ、ミへ候ハす候
也、

一、伊勢七郎右衛門殿、飯尾左衛門大夫方、此由申候也、
則公方へ左衛門大夫申候也、近所へ侍所をもち候て、
後日ふんそくに候ハ、罷出候へきのよし候也、

(29オ)

□西宮料足、兩度四百文遣之也、

一、今日クワセウシノ合力二百文、遣之候也、使ミヤ法師、

四日、(ママ) 山科東庄より、竹子三束、二

そく御所へ、一束私ニアリ、二位坊一束

私へ也、

〔公方御材木大カ〕

一、□□□□津よりひき候也、かうりん請取之、
(29ウ) 〔殿取御カ〕 □□□□材木之事、

合 五六貳十丁 者、

方六拾丁

右所請取申如件、

康正三

六月四日

光林代

判

一、九条頭弁殿より、衛符太刀・床子、返給候也、

一、日吉のさいれいアリ、弁・ないし御下向也、

一、飯尾下総守宿所ニ汁也、予罷出也、

(31オ) 五日、新西宮料足五百文、遣之候也、

一、東庄山の料足四貫上候也、

坂本の

一、八わうし、ことはしめ也、

伊勢殿境方への送状の案也
曳進御材木之事、

合 五六貳拾挺 者、

方六拾挺

右為山城國山科大宅里人夫役、所曳

進之状如件、

〔康正〕

□□三年六月四日

山科家筆
久守判

(31ウ) 大津のとい丸□□□也

送上□□御材木之事、

合 五六廿丁 者、

方六十本

右、やましな殿人夫所送上申之状

如件、

康正三年六月四日 貞家判

与五郎

御奉行所まいる

(32オ) 六日、飯尾下総守宿所、同左衛門大夫所へ罷出候て

新西宮事催促也、

一、身の筥、雅楽頭殿かし申候也、

七日、キランノヘアリ、キヤウコク殿へ公方御成、

(32ウ) □□日山カサ一度ニ渡候也、

八日、

九日、雨下、十七文慶泉ヤル、

(33オ) 十日、北野殿エンシヤク、ムマノ剋、

一、飯尾□州シル・風呂アリ、予候也、

十一、北野殿タヒ、相國寺エンシユ堂にて、

十二日、□□

(33ウ) 十三日、□□りむき一駄、はい 禁裏

□□也、

十四日、キランノ會、今日さいれいなし、はまくり

うり又社家にもせせうあり、

東庄より山料足四貫上候也、

十五日、キランノさいれい今日あり、祭ありてより

このかた、延引はしめ候也、一向なき事ハあり、
一、ミのより人足一人上候也、ちや。ほしい、。料足百九十袋 六升
^(34才)四貫、すミかさ二本、

一、た□かたよりあつらへ物さいふ二五貫上候也、
十六日、河内より麦一駄上候、ふちん三百文下行之、
十七日、□うちうなん二んにて、本所者御出、一貫文也、
十八日、たんこへしやうへきかたへ、かたひら一下

□ともへも、かたひら一、
^(34ウ)十九日、□□^{ミの}人夫下候也、

廿日、
廿一日、

廿二日、御車ニメス、ヒロハシ殿御出候てめし候也、
(山科顯言)
本所等持寺御八講御参、雑色三本六十文也、わらくつの物廿文充、

中□殿より雑掌下候間、私参候也、普廣院御十七
(足利義政)
年候間、御十三年のことく御てんしん料被進候へと候間、

進之、やかてふかう院納、送状之案也、
送進 普廣院殿御佛事料事、
合巻貫文者、
右所運送如件、

康正三年六月廿二日 山科權中納言家雜掌久守判、
ふかう□の請取案也、
(院カ)

普廣院殿十七
普□□□□年忌御點、心料之事
^(35ウ)□□□文者、
□取申

右□□山科中納言家雜掌進上所請取如件、
康正三年六月廿二日 納所永康判

侍真妙珪

院主園瑤判 主事正會
奉行永悌
奉行妙允
普廣院

一、山科より山も、一か上候也、
^(36才)廿三日、なかさか口月充一貫上候也、

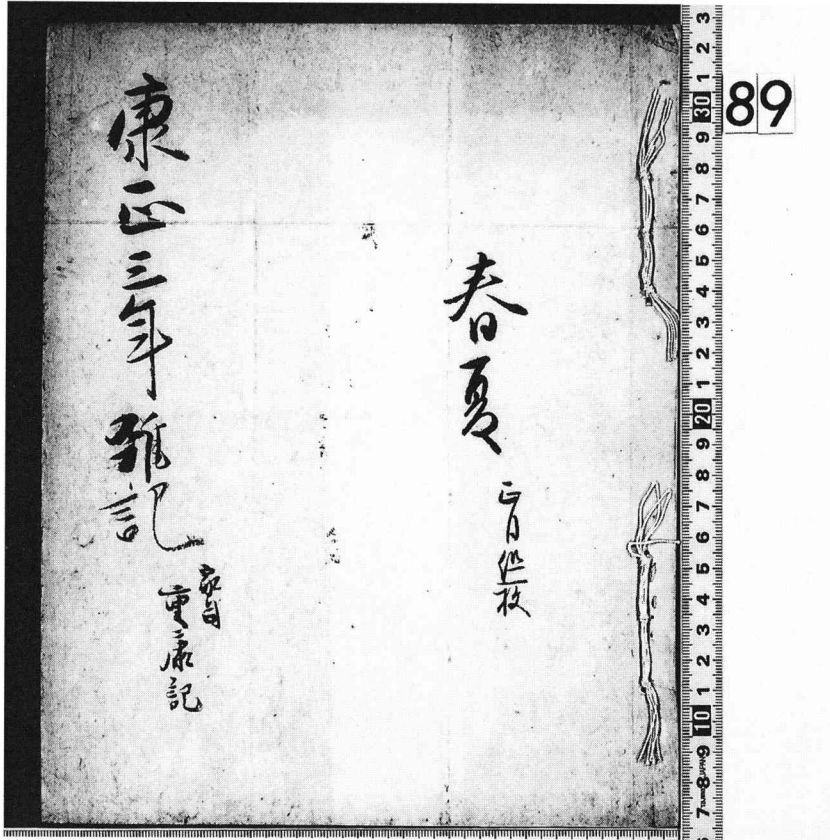
廿四日、又御八講御参候也、雑色二本四十文也、
廿五日、陰、

廿六日、□□お□方より、あつらへ物事申候也、
^(36ウ)
あちこ布二上候也、

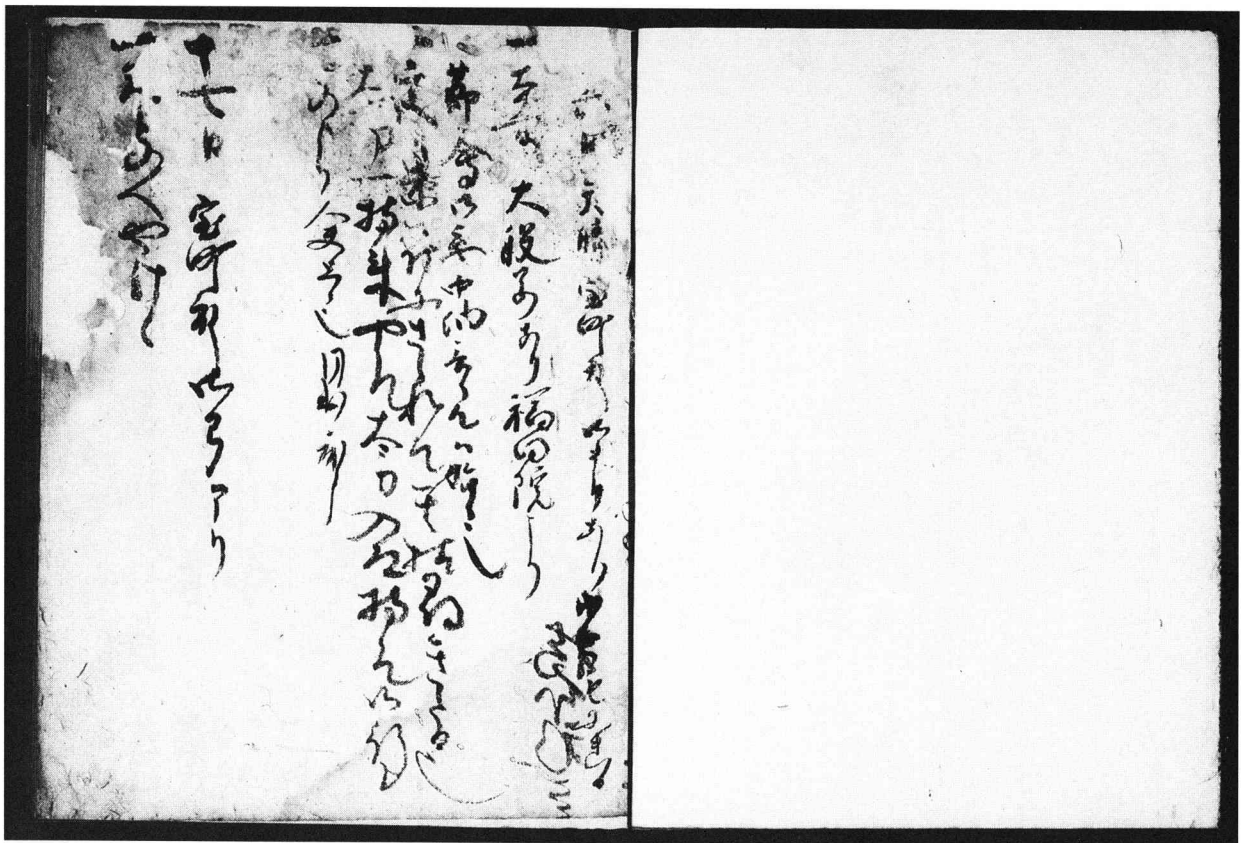
廿七日、二条ふくてん院ハ、^(坊主)うす御出候、
廿八日、飯尾左衛門大夫方料足一貫、入道殿持参候也、

汁あり、
^(廿九日)□□□、しなの、あつらへ物料足八貫、納候也、
(裏表紙オ)

(裏表紙ウ)

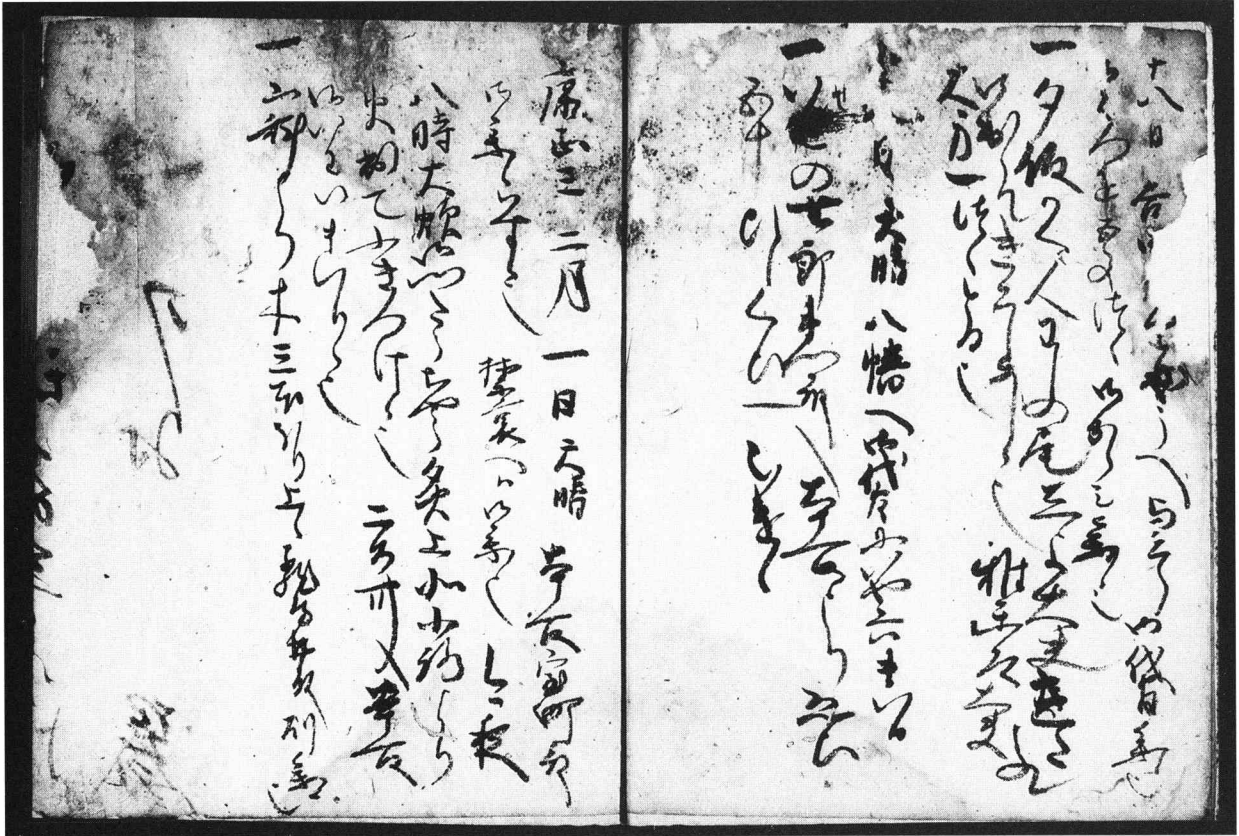


(表紙オ)



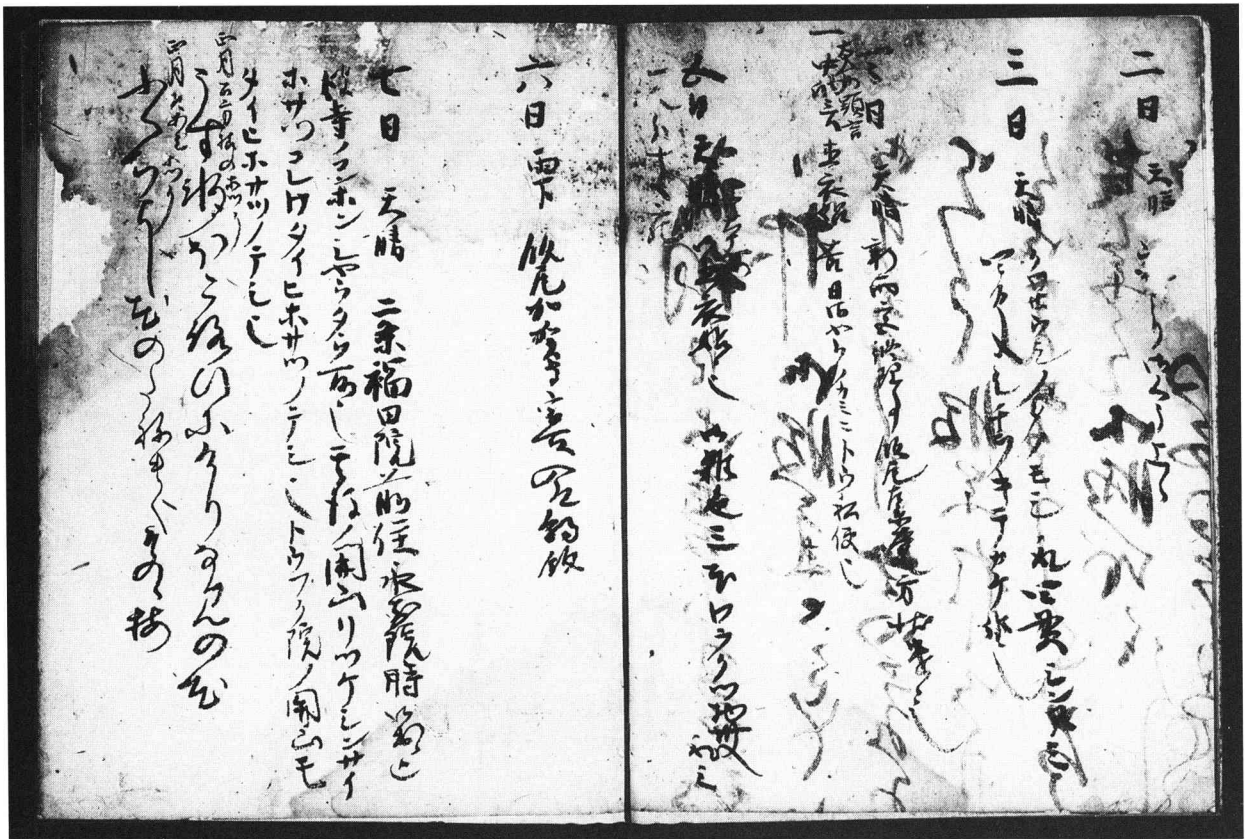
(1オ)

(表紙ウ)



(2オ)

(1ウ)



(3オ)

(2ウ)



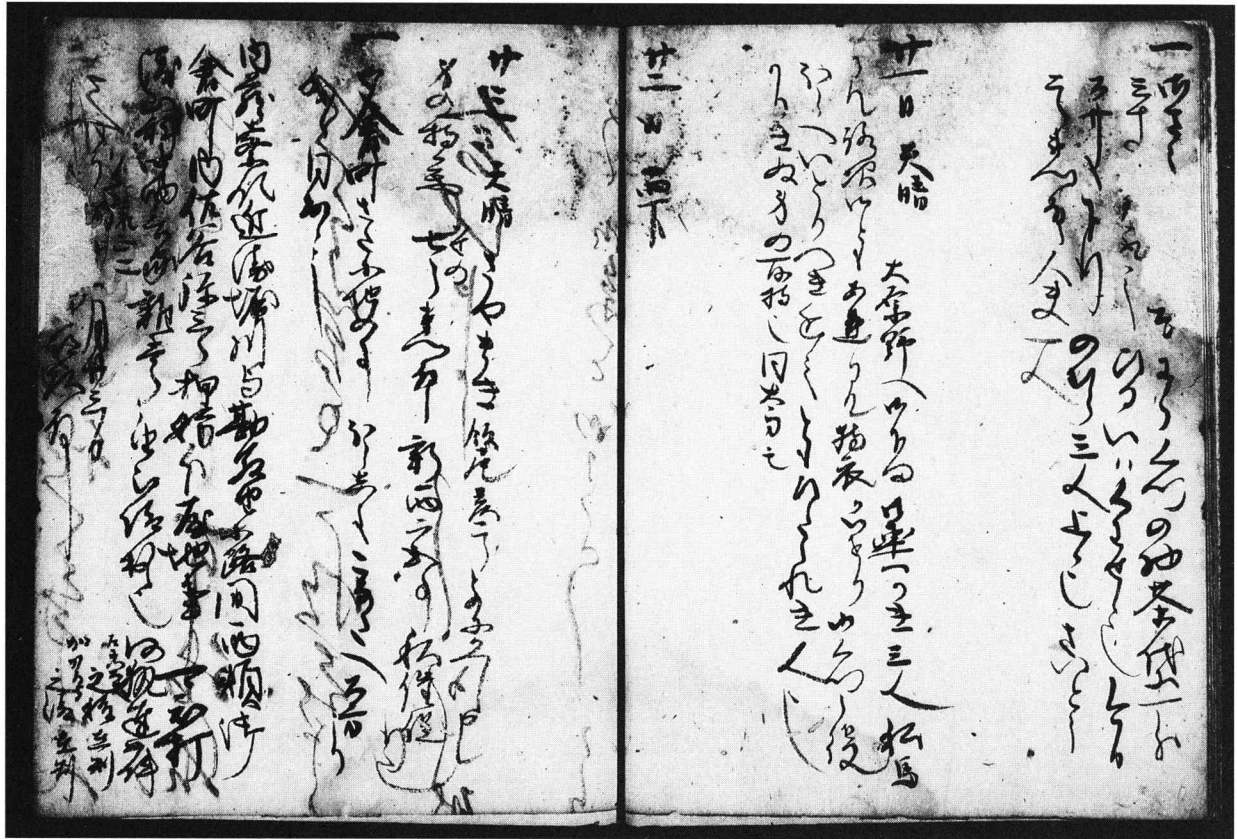
(4オ)

(3ウ)



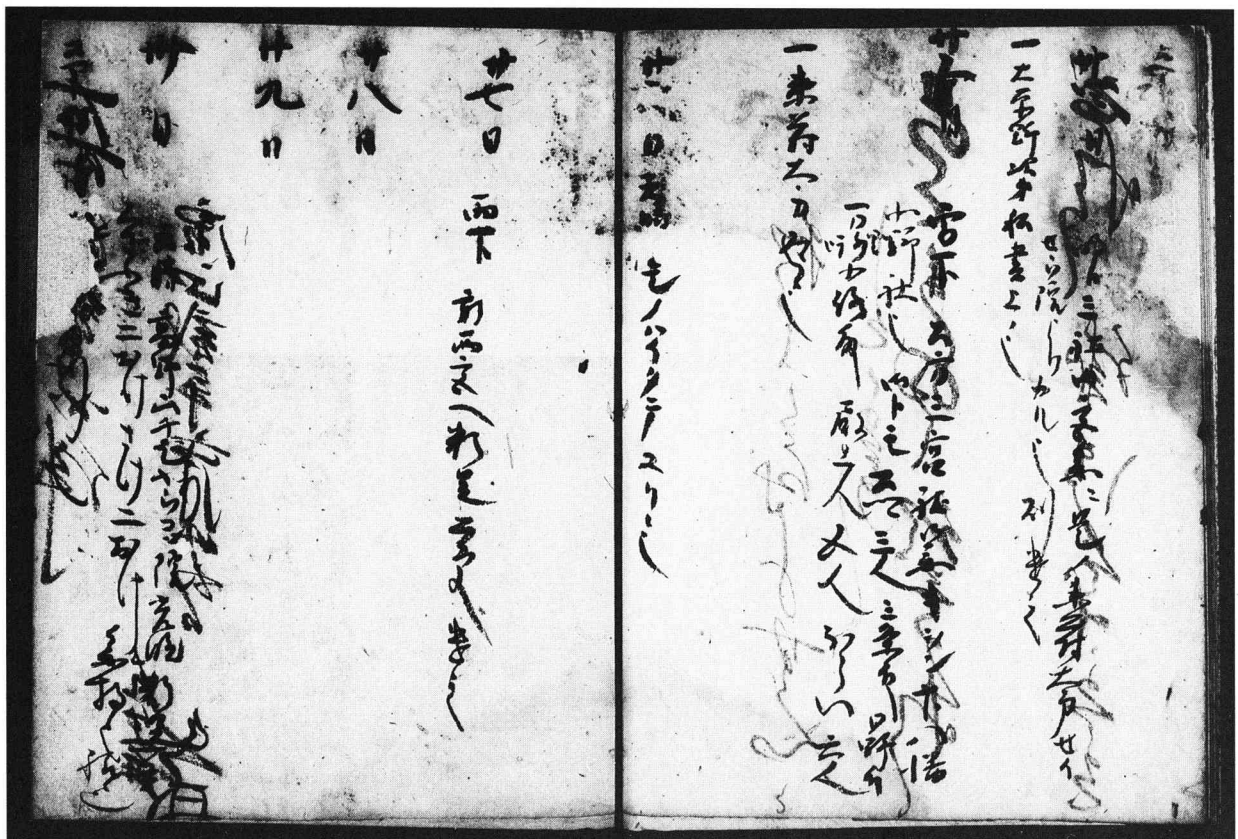
(5オ)

(4ウ)



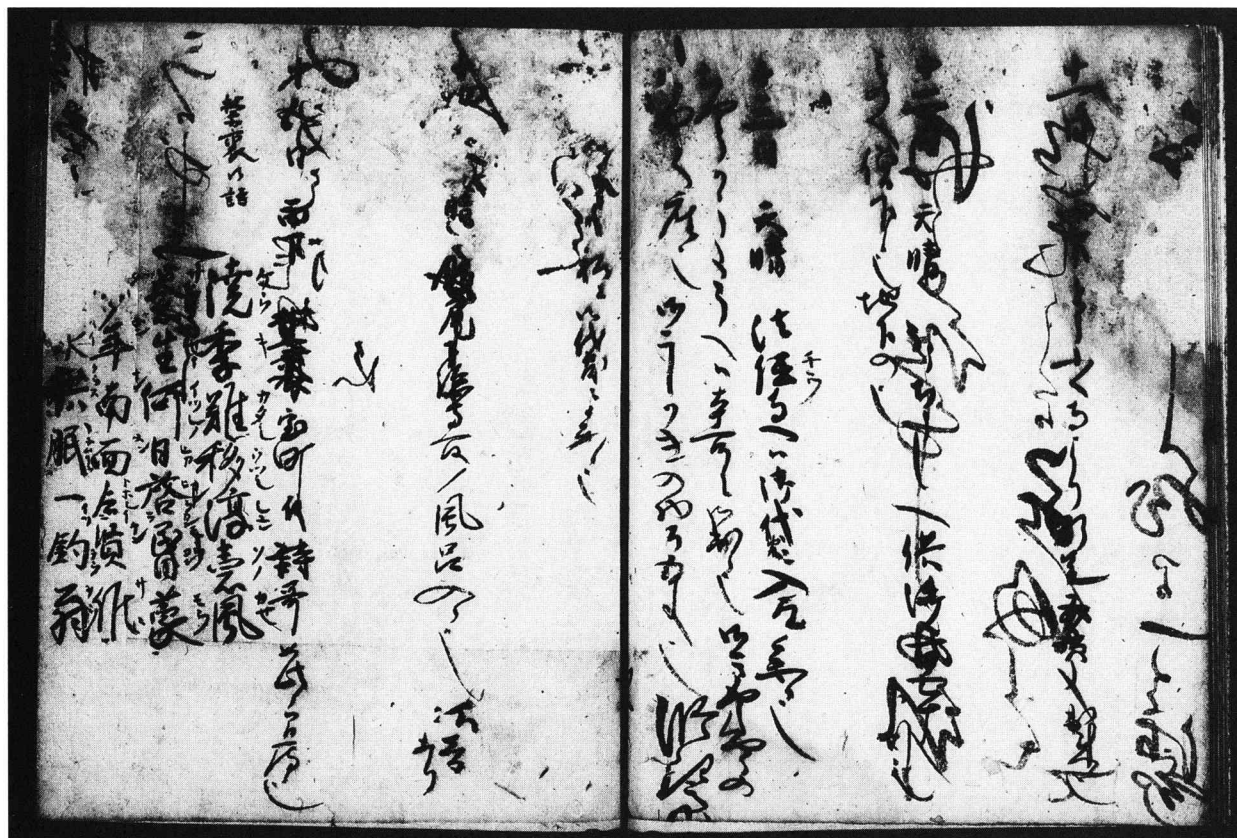
(6才)

(5ウ)



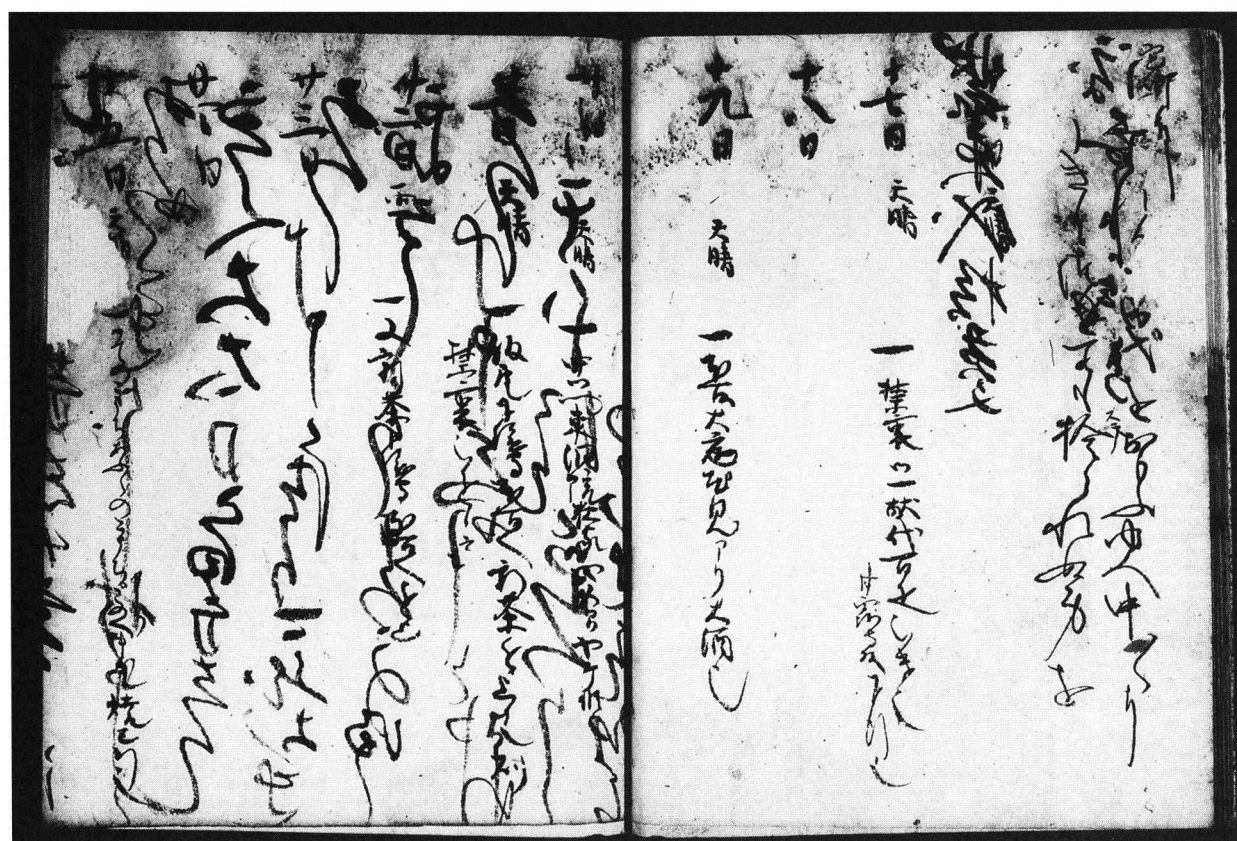
(7才)

(6ウ)



(10才)

(9ウ)



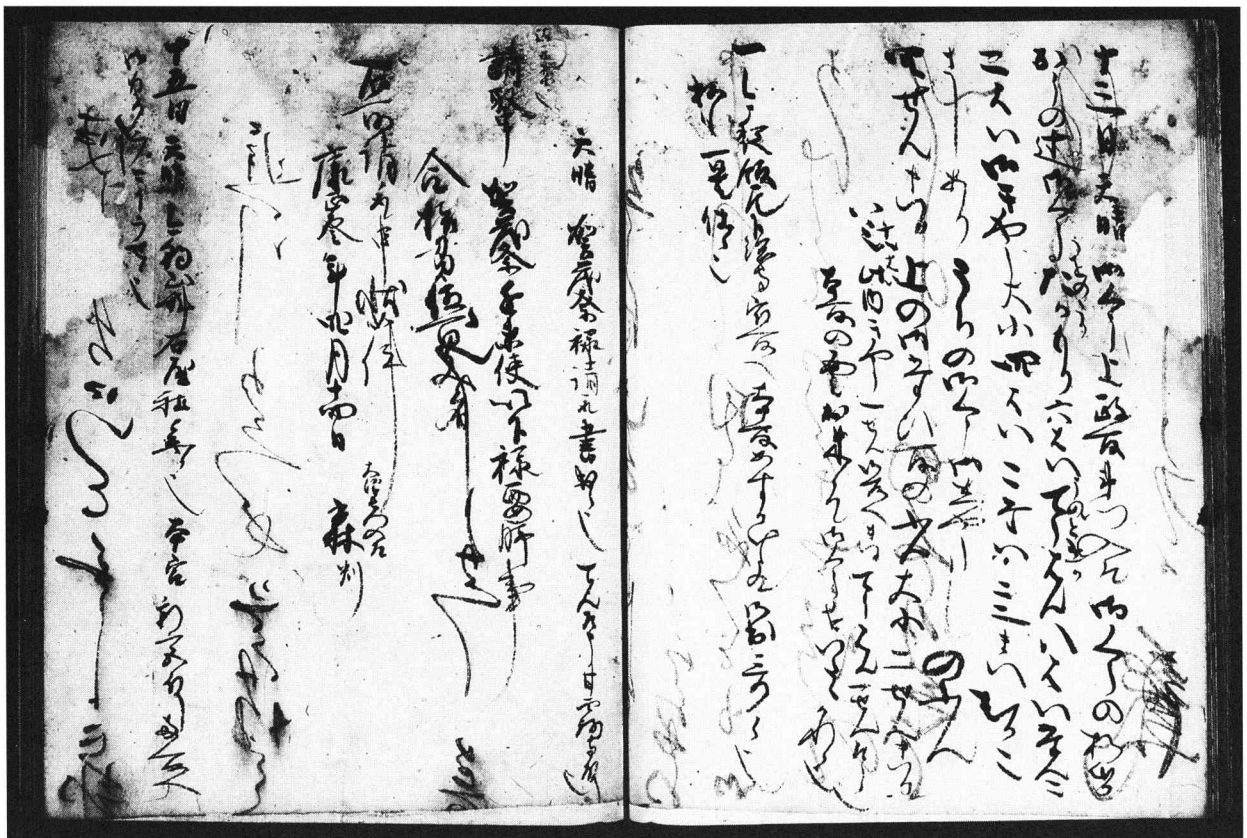
(11才)

(10ウ)



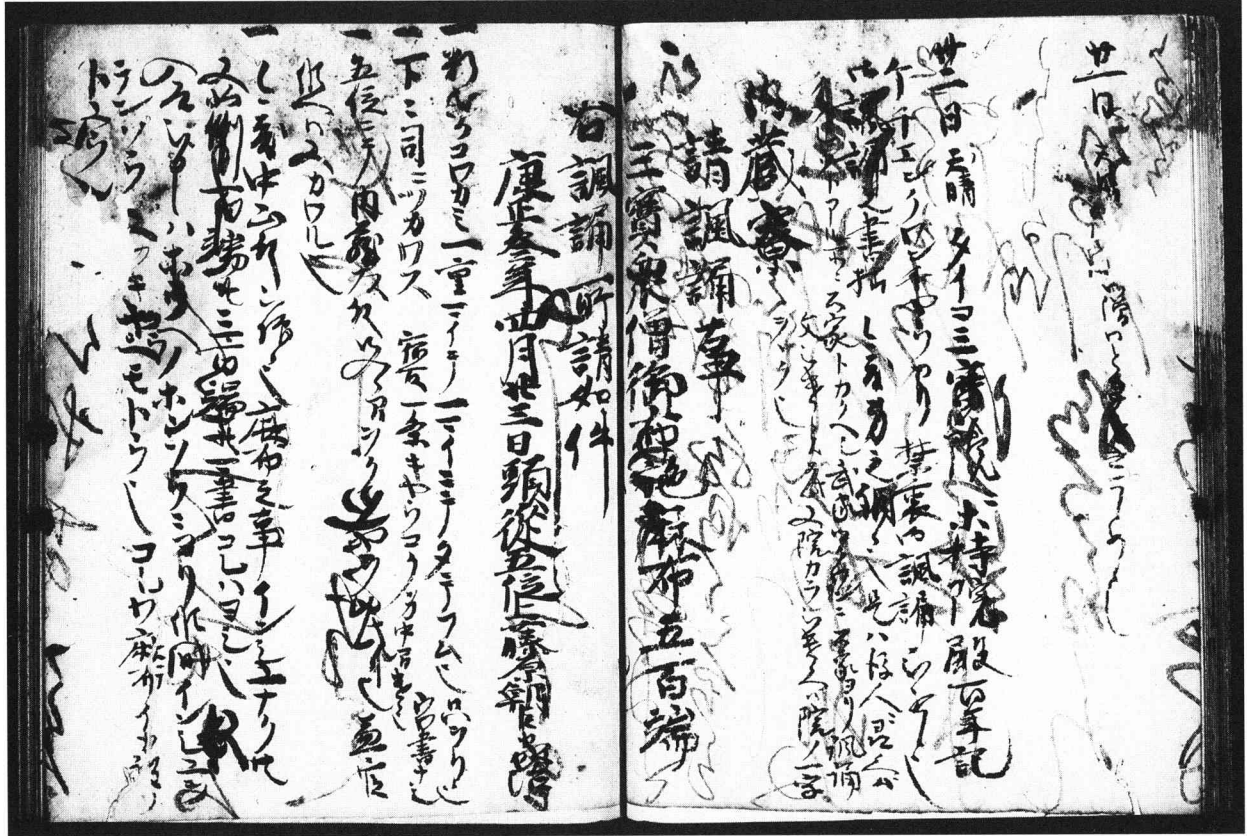
(14オ)

(13ウ)



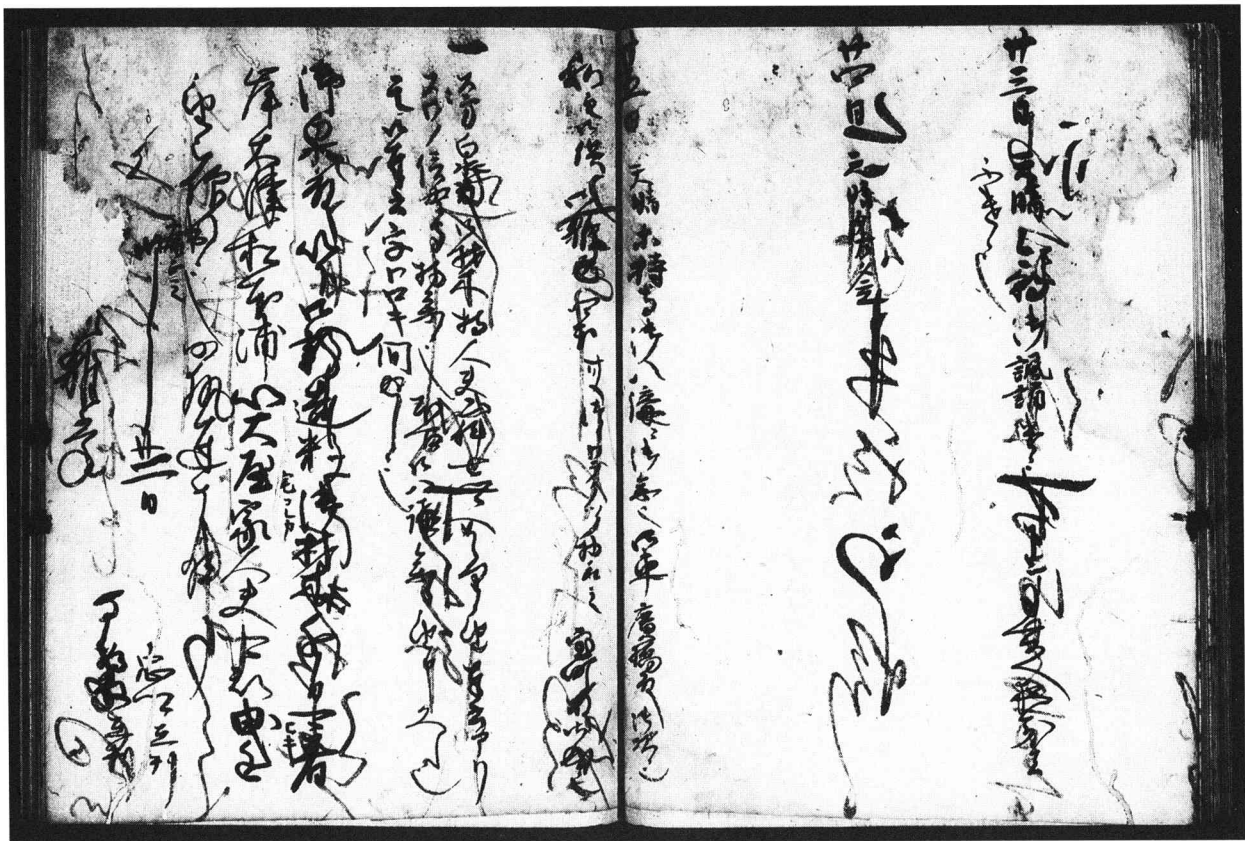
(15オ)

(14ウ)



(18オ)

(17ウ)



(19オ)

(18ウ)

廿七日 晴 又上可成口...
 廿八日 晴 又上可成口...
 廿九日 晴 又上可成口...
 三十日 晴 又上可成口...
 一 由是... 諷誦... 祈...
 二 由是... 諷誦... 祈...
 三 由是... 諷誦... 祈...
 四 由是... 諷誦... 祈...
 五 由是... 諷誦... 祈...
 六 由是... 諷誦... 祈...
 七 由是... 諷誦... 祈...
 八 由是... 諷誦... 祈...
 九 由是... 諷誦... 祈...
 十 由是... 諷誦... 祈...

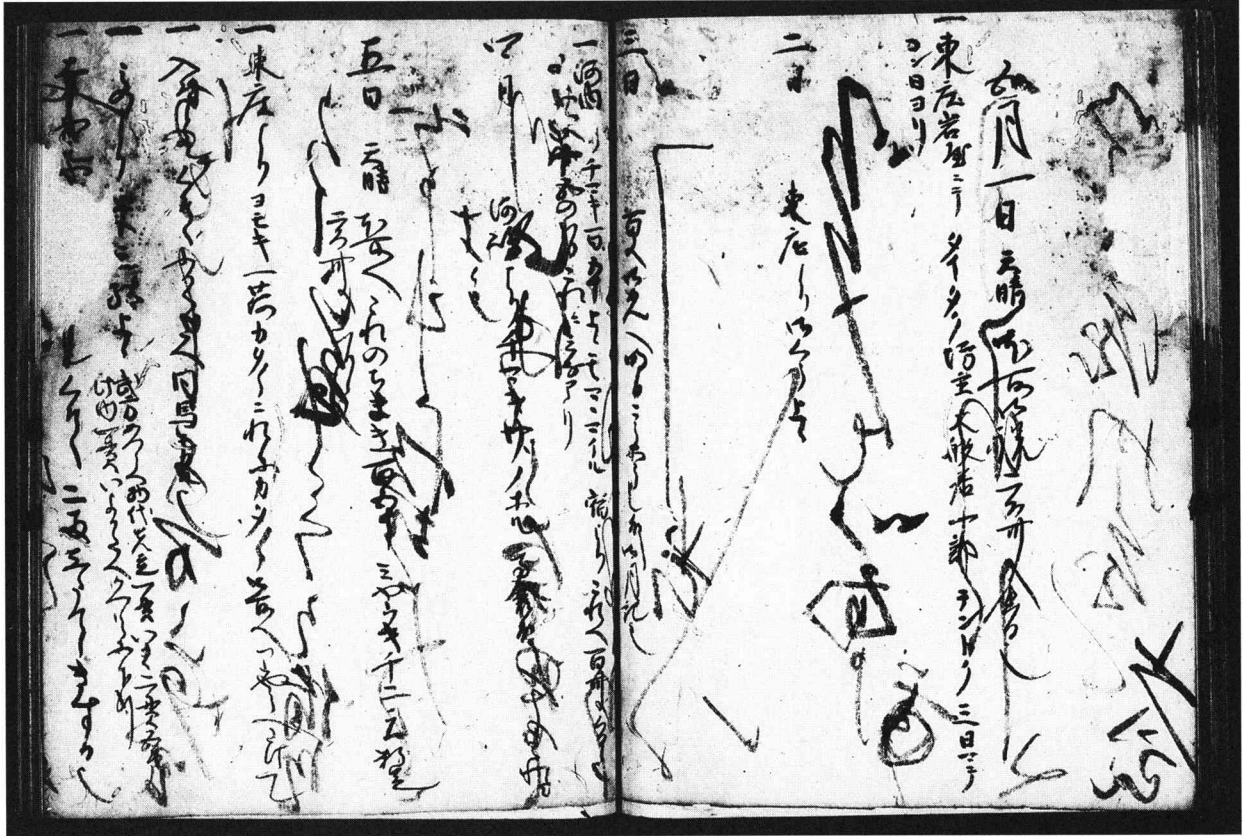
(20才)

(19ウ)

内蔵
 請誦願書
 三寶衆僧御布施麻布五百端
 右誦願所請如件
 康正三年四月九日
 願後五位藤朝彦治
 此奥之官位者其時之人也
 廿九日 天晴 聖不坊... 祈...
 一 五方... 祈...

(21才)

(20ウ)



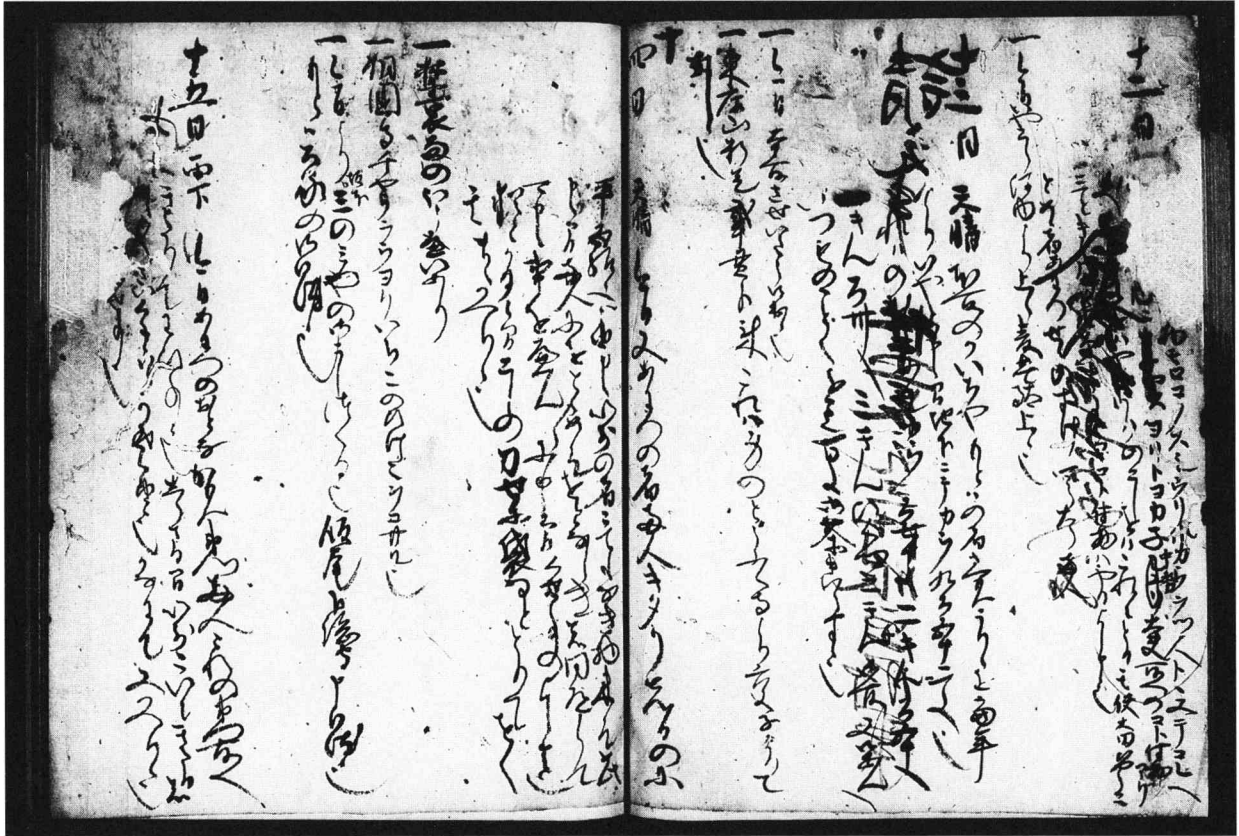
(22オ)

(21ウ)



(23オ)

(22ウ)



(24 オ)

(23 ウ)



(25 オ)

(24 ウ)

Handwritten text in a cursive style, likely a form of Japanese calligraphy. The text is arranged in vertical columns, with some characters appearing to be in a different script or dialect. The page shows signs of age and wear.

(26才)

Handwritten text in a cursive style, continuing from the previous page. The text is arranged in vertical columns, with some characters appearing to be in a different script or dialect. The page shows signs of age and wear.

(25ウ)

Handwritten text in a cursive style, continuing from the previous page. The text is arranged in vertical columns, with some characters appearing to be in a different script or dialect. The page shows signs of age and wear.

(27才)

Handwritten text in a cursive style, continuing from the previous page. The text is arranged in vertical columns, with some characters appearing to be in a different script or dialect. The page shows signs of age and wear.

(26ウ)

廿六日
 其 甚長山揚多
 宜可也 ぬれ多
 留まらば 名うとて 表一取
 三書院より 入を契に けふ けふ けふ
 物本の けふ けふ けふ

(28オ)

廿九日
 其 甚長山揚多
 宜可也 ぬれ多
 留まらば 名うとて 表一取
 三書院より 入を契に けふ けふ けふ
 物本の けふ けふ けふ

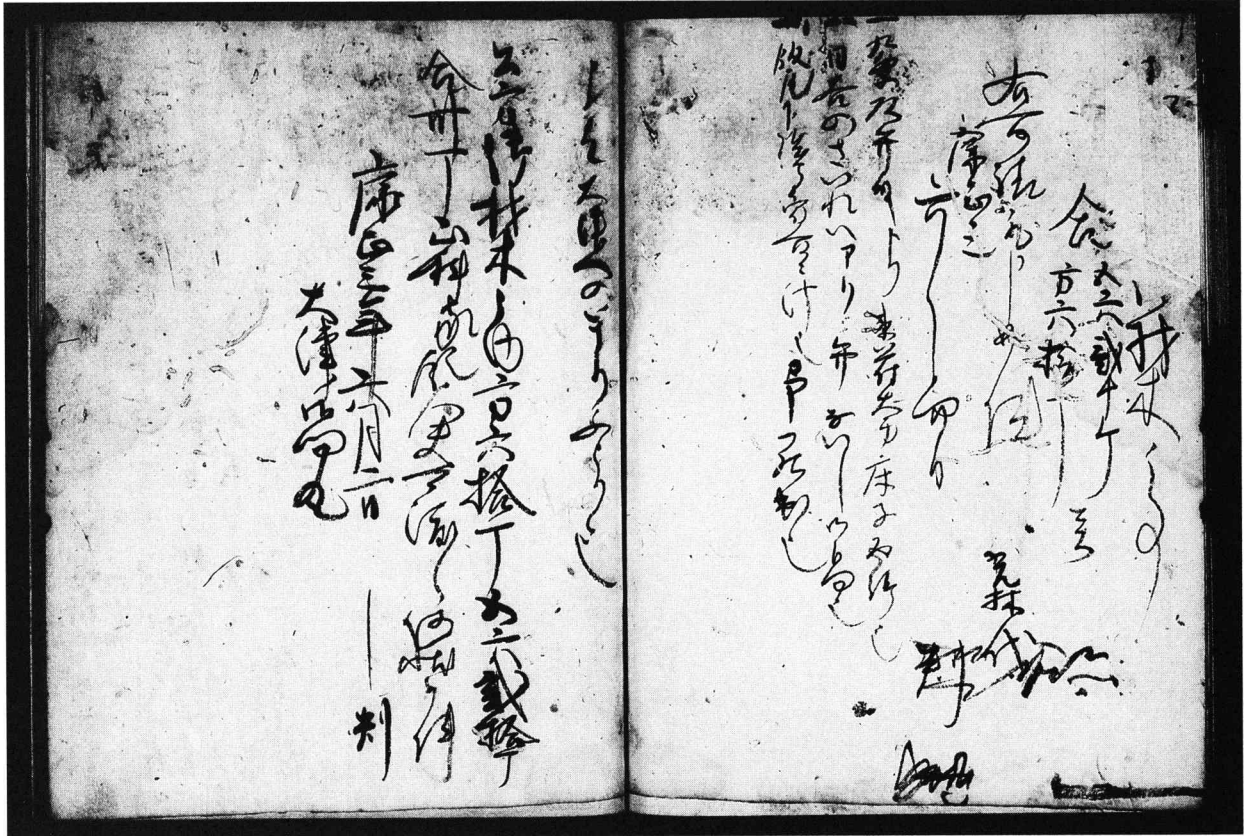
(27ウ)

四日
 其 甚長山揚多
 宜可也 ぬれ多
 留まらば 名うとて 表一取
 三書院より 入を契に けふ けふ けふ
 物本の けふ けふ けふ

(29オ)

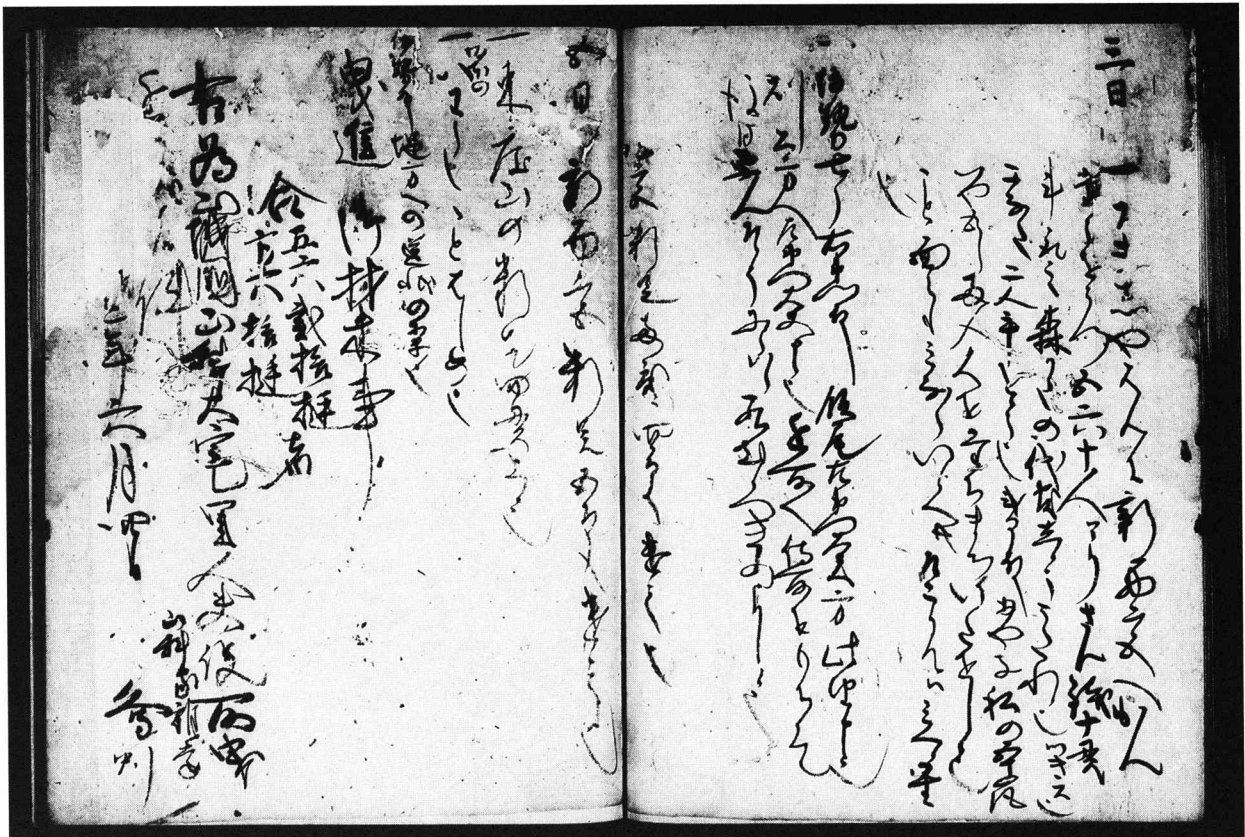
其 甚長山揚多
 宜可也 ぬれ多
 留まらば 名うとて 表一取
 三書院より 入を契に けふ けふ けふ
 物本の けふ けふ けふ

(28ウ)



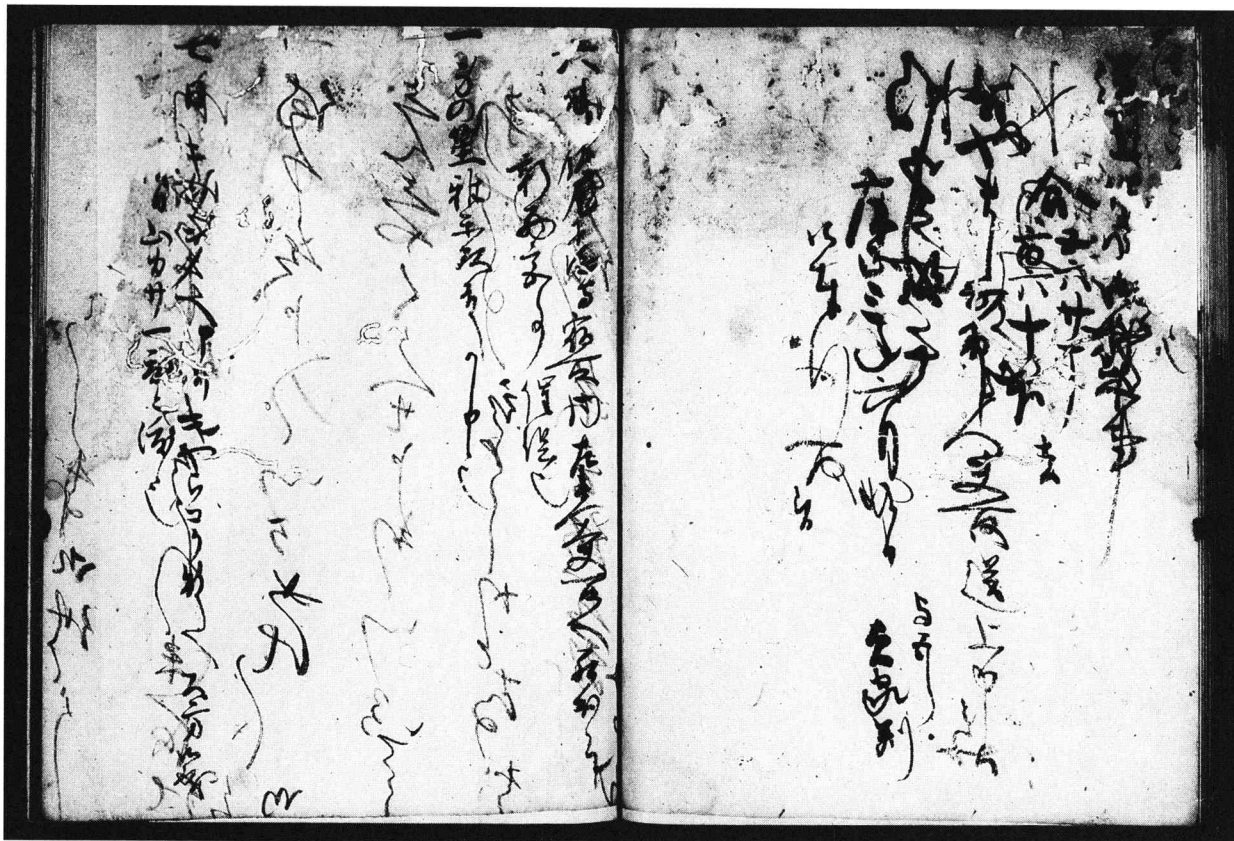
(30オ)

(29ウ)



(31オ)

(30ウ)



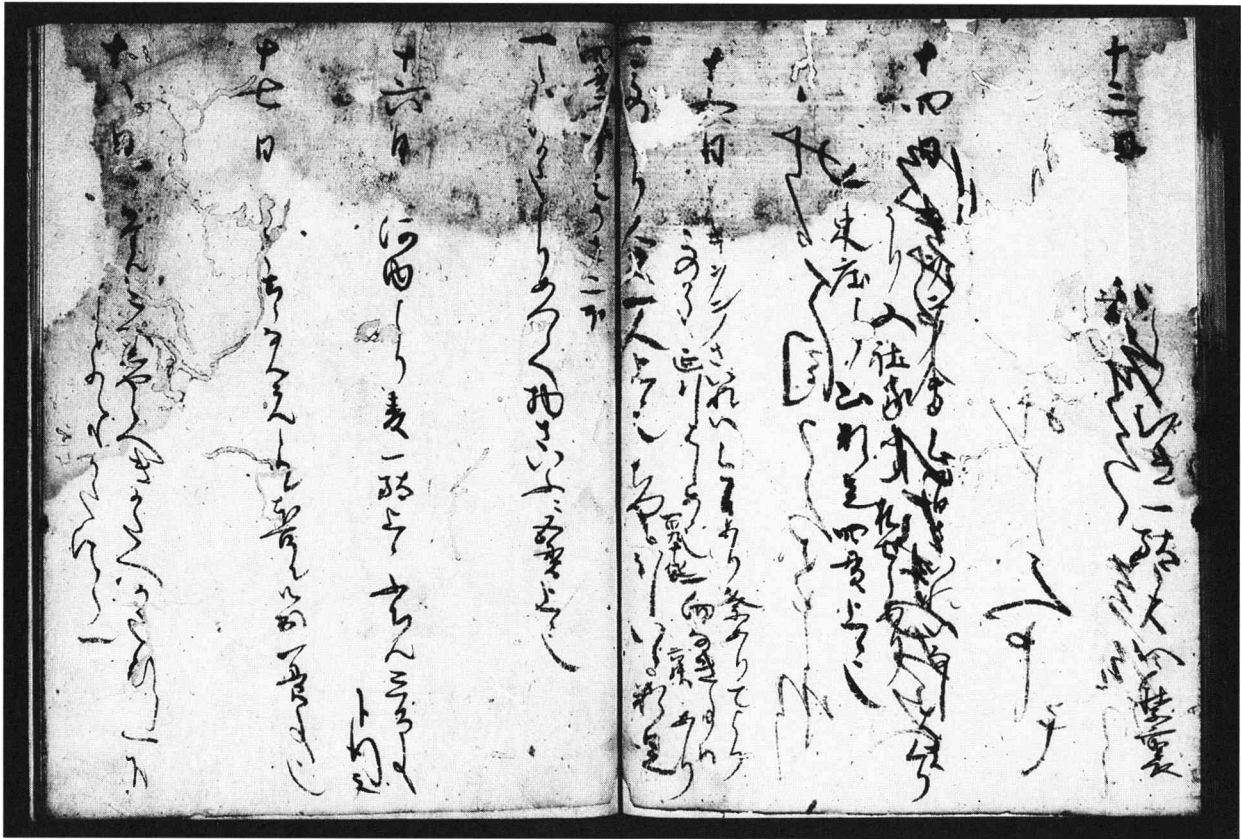
(32才)

(31ウ)



(33才)

(32ウ)



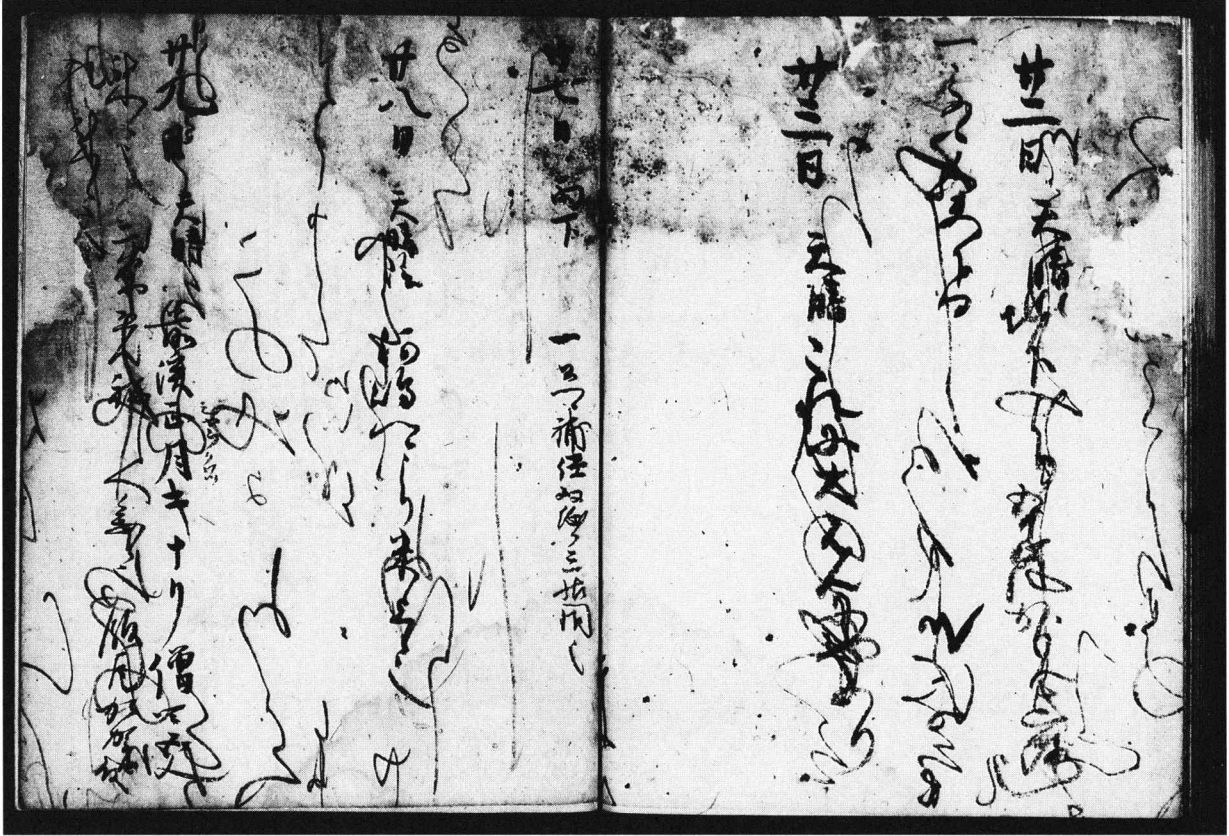
(34才)

(33ウ)



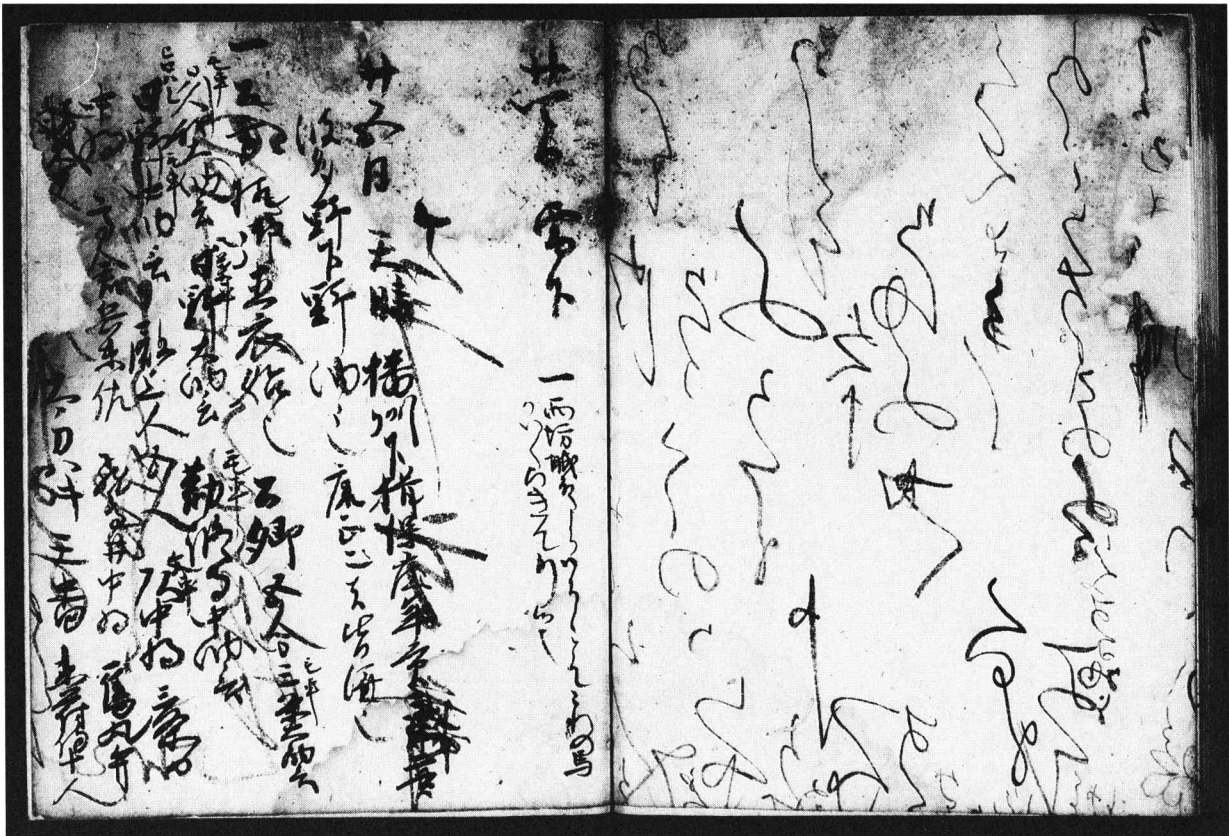
(35才)

(34ウ)



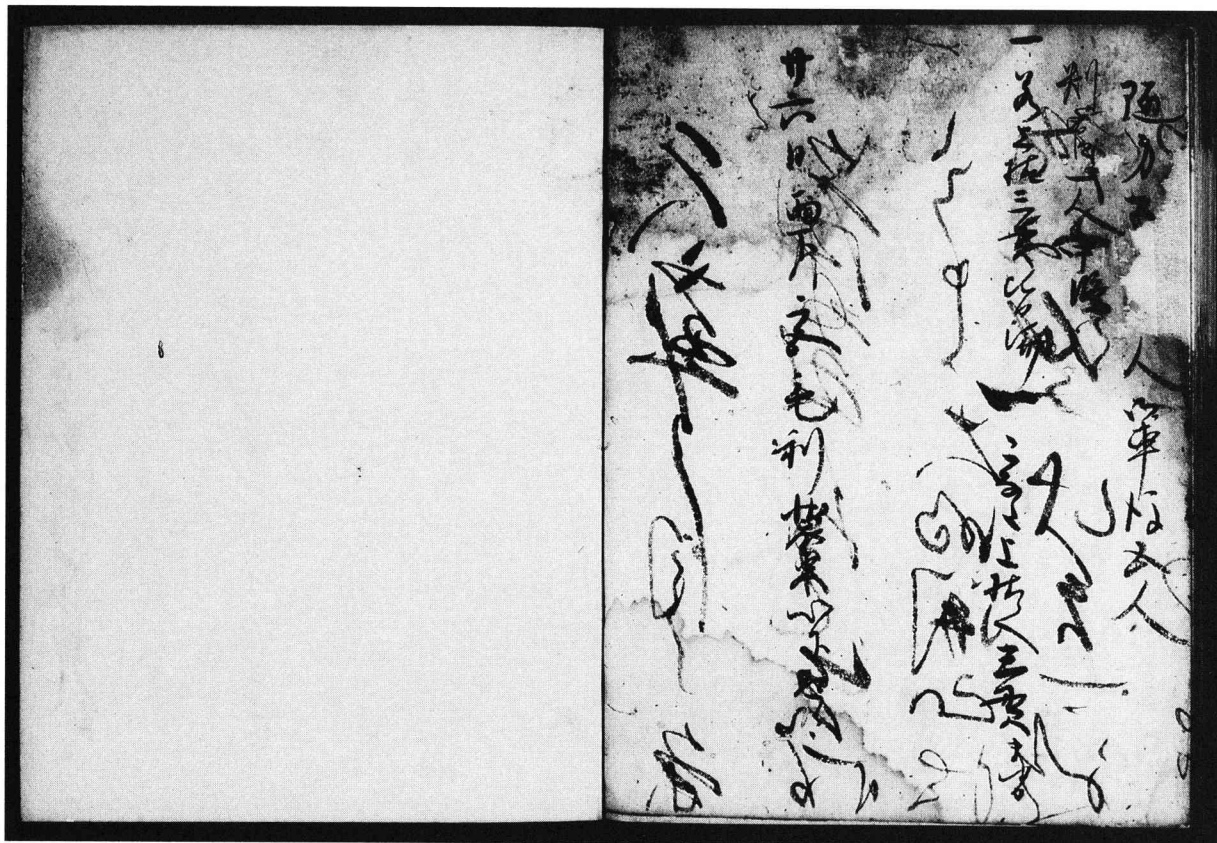
(38オ)

(37ウ)



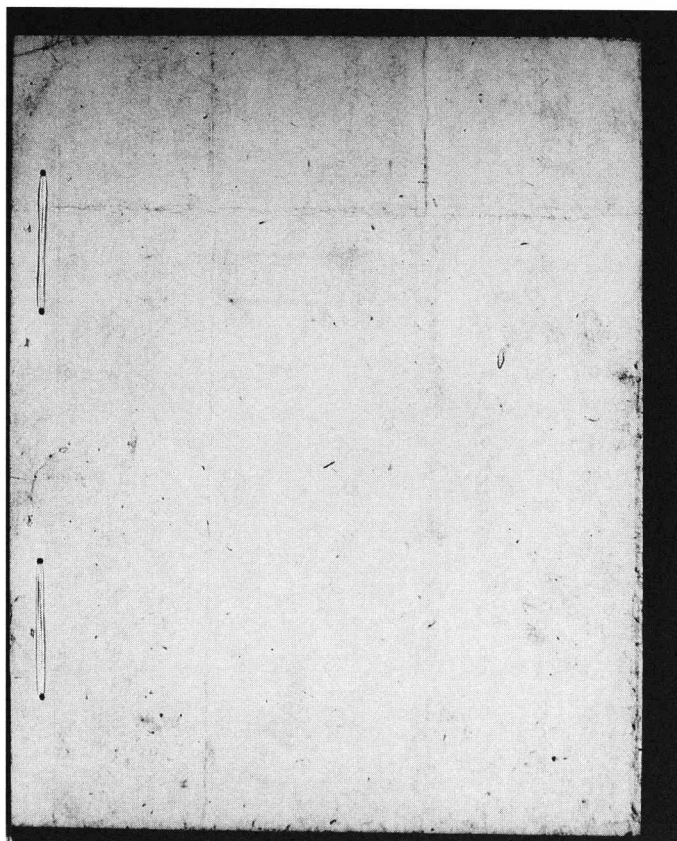
(39オ)

(38ウ)



(裏表紙才)

(39ウ)



(裏表紙ウ)